

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
様式集及び記載要領

平成31年3月

(令和元年12月一部修正)

鳥取県

## 【目次】

1	提出書類及び各様式の記載要領	1
(1)	説明会参加申込時における提出書類	1
(2)	守秘義務対象開示資料の提供申込時における提出書類	1
(3)	質問の受付時における提出書類	1
(4)	参加資格審査書類の受付時における提出書類	1
(5)	第一次審査書類の受付時における提出書類	3
(7)	第二次審査書類受付時における提出書類	5
2	作成上の留意点	13
(1)	提出書類の位置付け	13
(2)	企業名の記載	13
(3)	記載内容	13
(4)	書式等	13
(5)	編集方法	14
(6)	提出方法	17
	様式集	19
	説明会参加申込時における提出書類	21
	守秘義務対象開示資料の提供申込時における提出書類	23
	【様式2-①】守秘義務対象開示資料提供申込書	24
	【様式2-②】守秘義務に関する誓約書	25
	【様式2-③】第二次被開示者への資料開示通知書	27
	質問の受付時における提出書類	29
	【様式3】質問書	30
	参加資格審査書類の受付時における提出書類	31
	参加表明書	32
	【様式4-②】参加表明書(コンソーシアム用)	34
	【様式5-①】応募者の名称等(応募企業用)	35
	【様式5-②】応募者の名称等(コンソーシアム用)	36
	【様式5-③】応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員の役員名簿	37
	【様式6】委任状	38
	参加資格審査書類	39
	【様式7-②】参加資格要件確認申請書(コンソーシアム用)	41
	【様式7-③】実績を証する書類	42
	参加表明書に係る印鑑証明書	43
	応募者の会社概要等	44
	参加資格要件の実績を証する書類	45

第一次審査書類の受付時における提出書類.....	47
第一次審査書類提出書.....	48
【様式8】第一次審査書類提出書.....	49
第一次審査 提案審査書類.....	50
【様式A-1-1】事業全体方針.....	51
【様式A-1-2】事業実施体制.....	52
【様式A-1-3】同種・類似業務の実績.....	53
【様式A-1-4】リスクに対する基本的な対応方針.....	54
【様式A-2】施設の運営維持に関する基本方針.....	55
【様式A-3】施設の再整備に関する基本方針.....	56
【様式A-4-1】県内事業者の参画.....	57
【様式A-4-2】地域経済の発展のための方針.....	58
【様式A-5】事業収支計画に関する基本方針.....	59
同種・類似業務の実績を証する書類.....	60
競争的対話に係る事前質問の受付時における提出書類.....	61
【様式9】競争的対話に係る事前質問書.....	62
第二次審査書類の受付時における提出書類.....	63
第二次審査書類提出書.....	64
【様式10】第二次審査書類提出書.....	65
【様式11-1】要求水準書に関する確認書.....	66
【様式11-2】要求水準等に関する確認項目一覧表.....	67
第二次審査書類 提案審査書類.....	87
【様式B-1】事業全体方針.....	88
【様式B-2-1】事業実施体制、職員の配置方針.....	89
【様式B-2-2】職員の職歴書①(電気主任技術者).....	90
【様式B-2-2】職員の職歴書②(ダム水路主任技術者).....	91
【様式B-2-2】職員の職歴書③(ダム管理主任技術者).....	92
【様式B-2-3】人員体制.....	93
【様式B-3-1】収支計画及びリスク対応方策.....	94
【様式B-3-2】資金調達計画.....	95
【様式B-3-3】事業計画(損益計算書).....	97
【様式B-3-3-①】収入内訳.....	99
【様式B-3-3-②】再整備業務費内訳.....	101
【様式B-3-3-②補足】再整備業務費内訳.....	105
【様式B-3-3-③】運営維持業務等費用内訳.....	107
【様式B-3-4】事業計画(キャッシュ・フロー計算書).....	109

【様式B-3-5】事業計画(貸借対照表) .....	111
【様式B-4-1】事業スケジュール .....	113
【様式B-4-2】工程表 .....	115
【様式C-1】関係者との調整 .....	117
【様式C-2】通常時の運営維持 .....	118
【様式C-3】非常時の運営維持 .....	119
【様式C-4-1】長期の更新投資・保全計画 .....	120
【様式C-4-2】再整備業務費 .....	121
【様式D-1】小鹿第一発電所の再整備業務計画 .....	123
【様式D-2】小鹿第二発電所の再整備業務計画 .....	124
【様式D-3】日野川第一発電所の再整備業務計画 .....	125
【様式E-1】地域経済の発展のための方策 .....	126
【様式E-2】地域人材の活用方針 .....	127
【様式E-3】独自の取組 .....	128
【様式F-1】運営権対価提案書 .....	129
【様式F-2】運営権対価の根拠 .....	130
第二次審査書類 提案図面 .....	131
【様式G-●-●-●】提案図面(A3判横) .....	133
【様式G-●-●-●】A4 .....	135
資金調達計画書に係る書類 .....	136
参加辞退及びコンソーシアム構成員の 変更時に関する提出書類 .....	137
【様式12】辞退届 .....	138
【様式13-①】参加資格喪失等通知書(応募企業用) .....	139
【様式13-②】参加資格喪失等通知書(コンソーシアム用) .....	140
【様式14】コンソーシアム構成員変更届 .....	141

## 1 提出書類及び各様式の記載要領

### (1) 説明会参加申込時における提出書類

募集要項等に関する説明会参加申込書 (様式1) <1部>

募集要項等に関する説明会(以下、「説明会」という。)への参加を希望する応募者は、電子メールにて提出すること。(応募者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアム構成員ごとに電子メールにて提出すること。)

### (2) 守秘義務対象開示資料の提供申込時における提出書類

① 守秘義務対象開示資料提供申込書 (様式2-①) <1部>

守秘義務対象開示資料の提供申込を行う企業は、守秘義務に関する誓約書(様式2-②)を添付し、記名捺印の上、提出すること。

② 守秘義務に関する誓約書 (様式2-②) <1部>

様式に記載の誓約事項を確認し、記名捺印の上、提出すること。

③ 第二次被開示者への資料開示通知書 (様式2-③) <1部>

守秘義務対象開示資料の提供を受けた企業が、守秘義務に関する誓約書記載の第二次被開示者に対して守秘義務対象開示資料の全部又は一部を開示する場合提出すること。

### (3) 質問の受付時における提出書類

質問書 (様式3) <1部>

募集要項 IV 4 (2) ②募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表の記載を確認の上、提出すること。

### (4) 参加資格審査書類の受付時における提出書類

#### ア 参加表明書

① 参加表明書 <正1部、副2部>

a. 参加表明書(応募企業用) (様式4-①)

b. 参加表明書(コンソーシアム用) (様式4-②)

応募者が単独の場合は様式4-①を、応募者がコンソーシアムの場合は様式4-②を用いて、代表企業の代表者が記名捺印し、印鑑証明書を添付して提出すること。なお、印鑑証明書に記載の代表者名及び印鑑は、各様式の代表者名及び印鑑と一致していることを要する。以下同様。

② 応募者の名称等 <正1部、副2部>

a. 応募者の名称等(応募企業用) (様式5-①)

- b. 応募者の名称等（コンソーシアム用）（様式 5-②）
- c. 応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員の役員名簿（様式 5-③）  
募集要項等に基づき、応募者の名称等を記載すること。

③ 委任状（様式 6）＜正 1 部、副 2 部＞  
コンソーシアムでの応募においては、代表企業以外のコンソーシアム構成員ごとに、代表企業への委任状及び委任者の印鑑証明書を提出すること。

## イ 参加資格審査書類

### ① 参加資格審査書類

- a. 参加資格要件確認申請書（応募企業用）  
（様式 7-①）＜正 1 部、副 2 部＞  
様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- b. 参加資格要件確認申請書（コンソーシアム用）  
（様式 7-②）＜正 1 部、副 2 部＞  
応募者がコンソーシアムである場合には、代表企業及び代表企業以外の各コンソーシアム構成員について、様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。
- c. 実績を証する書類（様式 7-③）＜正 1 部、副 2 部＞  
募集要項Ⅲ 3 応募者に求められる要件に係る実績を記載すること。

ウ 参加表明書に係る印鑑証明書（様式 4）＜正 1 部、副 2 部＞  
様式 4 の添付資料として、応募企業又は代表企業は参加表明書に係る印鑑証明書を添付すること。

## エ 応募者の会社概要等（様式 5）＜正 1 部、副 2 部＞

様式 5 の添付資料として、応募者（応募企業又は各コンソーシアム構成員）は以下の書類を添付すること。

- a. 会社概要（パンフレット等の使用も可）
- b. 直近 2 期分の有価証券報告書
- c. b. がない場合における直近 2 期分の事業報告及び計算書類（単体及び連結）  
※海外の企業については、これらを代替するもの
- d. 登記簿謄本（直近 3 カ月以内の現在事項全部証明書）
- e. P F I 法第 9 条第 4 号、同法施行令第 1 条に定める「親会社等」があるとき

は、当該会社についてのa.、b.又はc.、及びd.の書類

**オ 参加資格要件の実績を証する書類**

＜正1部、副2部＞

募集要項Ⅲ3応募者に求められる要件に係る実績を確認するための資料を添付して提出すること。

A3サイズの資料を添付する場合には横長片面印刷とし、A4サイズ縦長に折り込みの上、提出すること。

なお、応募者の100%出資会社による実績は、応募者の実績として認める。ただし、その場合、実績を保有するものが応募者の100%出資会社であることが確認できる資料を添付して提出すること。

運営維持業務の実績を有する発電設備がFIT制度適用の電源であり、その設備IDにより、経済産業省がホームページで公表している資料から発電所名、所有者、定格出力を確認できる場合は、発電所の概要を確認できる資料は省略できる。

**(5) 第一次審査書類の受付時における提出書類**

**ア 第一次審査書類提出書**

- ① 第一次審査書類提出書 (様式8) <正1部、副20部>  
様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。

**イ 第一次審査提案審査書類 (様式A-1-1～A-5)**

＜正1部、副20部＞

提案を求める具体的な項目、页数制限等については「表1 第一次審査における提案審査書類様式」に記載のとおりとする。作成に当たっては、優先交渉権者選定基準を踏まえ、可能な限り具体性をもった記載により提案すること。

**ウ 同種・類似業務の実績を証する書類**

＜正1部、副20部＞

様式A-1-3の添付資料として、「表1 第一次審査における提案審査書類様式」の提案項目「1(3)同種・類似業務の実績」を証する書類を添付すること。

**表1 第一次審査における提案審査書類様式**

提案項目		主たる記載事項	最大 页数	対応 様式
1 確実な 事業遂行 体制	(1) 事業全体方針	・ 事業方針、コンセプト	A4×1頁	A-1-1
	(2) 事業実施体制	・ 事業実施体制 ・ 事業者に関わる企業の概要とその役割 (出資比率、議決権比率を含む)	A4×2頁	A-1-2

提案項目		主たる記載事項	最大 頁数	対応 様式
	(3) 同種・類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FITに係る設備申請又は事業計画申請の実績（最大3件）</li> <li>・発電所の運営を実施している又は実施した実績（最大3件）</li> <li>・事業マネジメント実績（最大3件）</li> </ul>	A4×9 頁	A-1-3
	(4) リスクに対する基本的な対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可抗力リスク等主要なリスクへの基本的な対応方針</li> <li>・リスクの負担者、負担方法等について協議を望む場合はその具体的内容</li> </ul> <p>※ここでの提案内容に基づき競争的対話を実施する。従って、募集要項等で示されているものと異なるリスク分担を望む場合は、その点を明らかにすること。</p>	A4×2 頁	A-1-4
2 安全かつ確実な事業運営	(1) 施設の運営維持に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次提案時点において具体化が可能な事項</li> <li>・競争的対話以降において検討が必要な事項</li> </ul>	A4×2 頁	A-2
3 再生可能エネルギーの安定供給	(1) 施設の再整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次提案時点において具体化が可能な事項</li> <li>・競争的対話以降において検討が必要な事項</li> <li>・各再整備業務対象施設の調査・設計業務及び更新工事業務の着手及び完了時期</li> </ul>	A4×2 頁	A-3
4 地域経済の発展への寄与	(1) 県内事業者の参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に参画する県内事業者の概要</li> <li>・県内事業者が担う役割、事業への関与の度合い</li> <li>・県内事業者の所得、技術力向上に関する方針</li> </ul> <p>※ここでいう県内事業者とは、鳥取県産業振興条例第8条第2項の県内事業者をいい、また参画とは、コンソーシアム構成員としての関与に限定するものではない。</p>	A4×2 頁	A-4-1
	(2) 地域経済の発展のための方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の発展のための方針</li> </ul> <p>※地域経済に関する任意事業の提案があれば、ここで記載すること。</p>	A4×2 頁	A-4-2



提案項目		主たる記載事項	最大 頁数	対応 様式
5 県の財政健全化への寄与	(1) 事業収支計画に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標発電量、調達価格</li> <li>・目標コスト（再整備業務費、運営維持業務費等）</li> <li>・想定するD/E比率</li> <li>・目標とする金利、配当水準</li> </ul>	A4×2 頁	A-5

**(6) 競争的対話にかかる事前質問の受付時における提出書類**

競争的対話に係る事前質問書 (様式9) < 1部 >

募集要項IV 4 (2) ⑦競争的対話の記載を確認の上、提出すること。

**(7) 第二次審査書類受付時における提出書類**

**ア 第二次審査書類提出書**

① 第二次審査書類提出書 (様式10) < 1部 >

様式に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。

② 要求水準書に関する提出書 (様式11-1) < 1部 >

様式11-1に記載の誓約事項を確認し、代表者が記名捺印の上、提出すること。

③ 要求水準等に関する確認項目一覧表 (様式11-2) < 正1部、副12部 >

**イ 第二次審査提案審査書類 (様式B-1~B-4-2、C-1~C-4-2、D-1~D-3、E-1~E-3、F-1~F-2) < 正1部、副12部 >**

提案を求める具体的な項目、頁数制限等については「表2 第二次審査における提案審査書類様式」に記載のとおりとする。作成に当たっては、優先交渉権者選定基準を踏まえ、具体性をもった記載により提案すること。

**表2 第二次審査における提案審査書類様式**

提案項目		主たる記載事項	最大 頁数	対応 様式
1 確実な事業遂行体制	(1) 事業全体方針	・事業方針、コンセプト	A4×2 頁	B-1
	(2) 事業実施体制、職員の配置方針	・事業実施体制(有資格者等の主要な職員を含む)	A4×5 頁	B-2-1
		・コンソーシアム構成員をはじめ、事業者に関わる企業の概要とその役割(出資比率、議決権比率を含む)	A4	B-2-2

提案項目		主たる記載事項	最大 頁数	対応 様式
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に関わる職員の配置方針</li> <li>・本事業に関わる職員が有する資格とその経歴</li> <li>・セルフモニタリングの方法・内容及びモニタリング実施計画書の概要</li> </ul>	頁数は 任意	
			A4×1 頁	B-2-3
	(3) 収支計画及びリスク対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の主要なポイント</li> <li>・資金の拠出者、資金の拠出方法等、資金調達スキーム</li> <li>・資金調達の時期とこれに至るまでのプロセス（県が協力すべき事項を含む）</li> <li>・事業者の経営に多大な影響を与える可能性のあるリスク</li> <li>・リスク対応策（保険の付保等を含む。）</li> <li>・事業継続のための方策</li> <li>・基本契約第 43 条第 5 項第 2 号（不可抗力）における事業者の負担上限金額</li> </ul>	A4×5 頁	B-3-1 B-3-2
			A3×4 頁	B-3-3
			A3×2 頁	B-3-3-①
			A4×4 頁	B-3-3-②
			A4×1 頁	B-3-3-② 補足
			A3×4 頁	B-3-3-③
			A3×4 頁	B-3-4
			A3×4 頁	B-3-5
(4) 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始までのスケジュールと具体の対応</li> <li>・春米発電所の運転開始～監視システム完成までのスケジュールと具体の対応</li> <li>・各再整備業務対象施設の再整備業務に係るスケジュールと具体の対応</li> <li>・運営維持業務のスケジュールと具体の対応</li> <li>・事業終了のスケジュールと具体の対応（オプション延長の行使を望む場合は、行使がある場合とない場合それぞれのスケジュールを示すこと。）</li> </ul>	A4×5 頁	B-4-1	
		A3×3 頁 工程表	B-4-2	

提案項目		主たる記載事項	最大 頁数	対応 様式
2 安全かつ確実な事業運営	(1) 関係者との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と事業者それぞれの役割と担当する業務に対する理解</li> <li>・ 調整・連携すべき関係者に対する理解と、当該関係者に対する関わり方</li> </ul>	A4×3 頁	C-1
	(2) 通常時の運営維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が執務する管理事務所等の配置計画と、そこからの運営維持に係る具体の対応</li> <li>・ 職員の執務時間とそれぞれの職員が担う役割（シフト）</li> <li>・ 運転管理・監視に係る計画、巡視・点検計画、ダム運用計画等運営維持に必要な計画</li> </ul>	A4×4 頁	C-2
	(3) 非常時の運営維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意時、警戒時及び洪水期における人員配置、連絡体制等の対応計画</li> <li>・ ダム放流時において留意すべき事項</li> <li>・ 濁水時における対応</li> <li>・ 事故・緊急時における対応</li> </ul>	A4×4 頁	C-3
	(4) 長期の更新投資・保全計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な更新投資・保全に係る具体の内容とそれが必要とされる理由</li> </ul>	A4×3 頁	C-4-1
			A3×3 頁 (更新投資・保全計画)	C-4-2
3 再生可能エネルギーの安定供給	(1) 小鹿第一発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FIT 制度新設区分認定のための更新工事の範囲とその具体の内容</li> <li>・ 更新、改修、又は補修等が必要な施設等の更新工事の範囲とその具体の内容</li> <li>・ 上記以外の更新工事の範囲とその具体の内容</li> <li>・ 施工概要及び想定される施工上の課題とそれに対する方針・対策</li> </ul>	A4×7 頁	D-1
			表3のとおり	提案 図面 G-1 及び G-4 で始まる 様式
	(2) 小鹿第二発電所の再整備業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FIT 制度新設区分認定のための更新工事の範囲とその具体の内容</li> <li>・ 更新、改修、又は補修等が必要な施設等の更新工事の範囲とその具体の内容</li> <li>・ 上記以外の更新工事の範囲とその具体の内容</li> <li>・ 施工概要及び想定される施工上の課題とそれに対する方針・対策</li> </ul>	A4×7 頁	D-2
			表3のとおり	提案 図面 G-2 で始まる 様式

提案項目		主たる記載事項	最大 頁数	対応 様式
	(3) 日野川第一 発電所の再整備 業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FIT 制度新設区分認定のための更新工 事の範囲とその具体的内容</li> <li>・ 更新、改修、又は補修等が必要な施設等 の更新工の範囲とその具体的内容</li> <li>・ 上記以外の更新工の範囲とその具体 の内容</li> <li>・ 施工概要及び想定される施工上の課題 とそれに対する方針・対策</li> </ul>	A4×7 頁	D-3
			表 3 の とおり	提案 図面 G-3 で始まる 様式
4 地域経 済の発展 への寄与	(1) 地域経済の 発展のための方 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施による、鳥取県内への経済 的な効果</li> <li>・ 経済的な効果を発現させるための方策</li> </ul>	A4×5 頁	E-1
	(2) 地域資源の 活用方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内人材の雇用計画</li> <li>・ 県内人材の育成計画</li> <li>・ 県内資材の活用計画</li> </ul>	A4×3 頁	E-2
	(3) 独自の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経済の発展に資する独自の取組</li> <li>※地域経済に関する任意事業の提案があれば、 ここで記載すること。</li> <li>※ただし、地域経済と無関係な任意事業は、評 価の対象外である。</li> </ul>	A4×4 頁	E-3
5 県の財 政健全化 への寄与	(1) 運営権対価	—	A4×1 頁	F-1
		<ul style="list-style-type: none"> <li>—収入に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各発電所の売電量・売電単価</li> </ul> </li> <li>—費用に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 再整備業務費</li> <li>➢ 運営維持業務費</li> <li>➢ SPC 経費</li> <li>➢ その他</li> </ul> </li> <li>—資金調達に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 調達割合</li> <li>➢ 調達条件</li> </ul> </li> <li>—配当に関する考え方</li> </ul>	A4×4 頁	F-2

ウ 第二次審査 提案図面（様式 G-1-1-1～G-4-3） <正 1 部、副 12 部>

提案を求める図面の書類名称、頁数制限等については「表 3 第二次審査における提案図面の様式」に記載のとおりとする。作成に当たっては、優先交渉権者選定基準を踏まえ、具体性をもった記載により提案すること。

「表 3 第二次審査における提案図面の様式」に記載の提案図面は、最低必要と考えられる図面であるが、FIT新設区分認定関連の提案図面で提出が困難なものは、提出は不要である。

なお、応募者が提案内容を説明するにあたって必要な図面がある場合は、小鹿第一発電所については「様式G-1-3 その他」、小鹿第二発電所については「様式G-2-3 その他」、日野川第一発電所については「様式G-3-3 その他」に記載して追加提案すること（各発電所についてそれぞれ最大A3×5頁）。

さらに、中津ダム管理棟及び中津ダム放流警報について県が開示した資料のとおり再整備を実施する場合はその旨を、一部変更の場合はその変更内容を「様式D-1」に記載したうえで、「様式G-1-2-1」及び「様式G-1-2-2」の提出を省略又は変更内容のみ示し提出することができる。また、県が開示した資料どおりに解体新設対象施設の解体新設工事を行う場合は、「（4）解体新設対象施設」の「様式G-4-1」、「様式G-4-2」、「様式G-4-3」の提出は不要である。

表 3 第二次審査における提案図面の様式

様式番号	書類名称	サイズ	頁数制限	備考
(1) 小鹿第一発電所				
1 FIT 新設区分認定関連				
G-1-1-1	位置図・施設位置図	A3	1	
G-1-1-2	中津ダム	A3	適宜	平面図、上流面図、断面図
G-1-1-3	取水設備	A3	適宜	平面図、構造図
G-1-1-4	導水路	A3	適宜	縦断面図、標準断面図
G-1-1-5	調圧水槽	A3	適宜	構造図
G-1-1-6	水圧管路	A3	適宜	縦断面図、標準断面図
G-1-1-7	発電所	A3	適宜	平面図（変電設備含む）
G-1-1-8	放水路	A3	適宜	構造図
G-1-1-9	単線結線図	A3	1	
G-1-1-10	メンテナンス体制図	A4	1	
G-1-1-11	水車・発電機概略仕様書	A4	適宜	
G-1-1-12	有効落差計算書、損失計算書	A4	適宜	

様式番号	書類名称	サイズ	頁数制限	備考
G-1-1-13	発電力計算書	A4	適宜	
2 県が要求する改修箇所				
G-1-2-1	中津ダム管理棟	A3	適宜	
G-1-2-2	中津ダム放流警報装置	A3	適宜	
G-1-2-3	竹田谷川取水設備	A3	適宜	
G-1-2-4	幹線隧道水路橋	A3	適宜	
G-1-2-5	竹田谷川支線導水路	A3	適宜	
G-1-2-6	菅ヶ谷川支線導水路(沈砂池土砂吐ゲート操作用スラブ)	A3	適宜	
G-1-2-7	菅ヶ谷川支線導水路(水路橋下面)	A3	適宜	
G-1-2-8	菅ヶ谷川支線導水路(立坑直上流水路橋)	A3	適宜	
G-1-2-9	調圧水槽	A3	適宜	
3 その他				
G-1-3	その他	A3	適宜	応募者が必要と考える図面
(2) 小鹿第二発電所				
1 FIT 新設区分認定関連				
G-2-1-1	位置図・施設位置図	A3	1	
G-2-1-2	三朝調整池	A3	適宜	平面図、上流面図、断面図
G-2-1-3	取水設備	A3	適宜	平面図、構造図
G-2-1-4	導水路	A3	適宜	縦断面図、標準断面図
G-2-1-5	調圧水槽	A3	適宜	構造図
G-2-1-6	水圧管路	A3	適宜	縦断面図、標準断面図
G-2-1-7	発電所	A3	適宜	平面図(変電設備含む)
G-2-1-8	放水路	A3	適宜	縦断面図、構造図
G-2-1-9	単線結線図	A3	1	
G-2-1-10	メンテナンス体制図	A4	1	
G-2-1-11	水車・発電機概略仕様書	A4	適宜	
G-2-1-12	有効落差計算書、損失計算書	A4	適宜	
G-2-1-13	発電力計算書	A4	適宜	
2 県が要求する改修箇所				
G-2-2-1	三朝調整池(取水口 水位計測塔)	A3	適宜	

様式番号	書類名称	サイズ	頁数制限	備考
G-2-2-2	三朝調整池（取水口 除塵機）	A3	適宜	
G-2-2-3	三朝調整池（塵芥置き場）	A3	適宜	
3 その他				
G-2-3	その他	A3	適宜	応募者が必要と考える図面
(3) 日野川第一発電所				
1 FIT 新設区分認定関連				
G-3-1-1	位置図・施設位置図	A3	1	
G-3-1-2	取水設備	A3	適宜	平面図、構造図
G-3-1-3	導水路	A3	適宜	縦断面図、標準断面図
G-3-1-5	調圧水槽	A3	適宜	構造図
G-3-1-6	水圧管路	A3	適宜	縦断面図、標準断面図
G-3-1-7	発電所	A3	適宜	平面図（変電設備含む）
G-3-1-8	放水路	A3	適宜	縦断面図、構造図
G-3-1-9	単線結線図	A3	1	
G-3-1-10	メンテナンス体制図	A4	1	
G-3-1-11	水車・発電機概略仕様書	A4	適宜	
G-3-1-12	有効落差計算書、損失計算書	A4	適宜	
G-3-1-13	発電力計算書	A4	適宜	
2 県が要求する改修箇所				
G-3-2-1	表層取水設備	A3	適宜	
G-3-2-2	発電所基礎・建屋	A3	適宜	
3 その他				
G-3-3	その他	A3	適宜	応募者が必要と考える図面
(4) 解体新設対象施設				
G-4-1	中津ダム管理棟撤去	A3	適宜	
G-4-2	既設放流警報設備撤去	A3	適宜	
G-4-3	ゲート建屋新設	A3	適宜	

※位置図・施設位置図については、地理院地図（国土地理院）等広域図を使用すること。

※導水路の縦断面図と標準断面図は同一の図面上に標記することを認める。水圧管路、放水路も同様とする。

**エ 資金調達計画書に係る書類** <正1部、副12部>

様式B-3-2の添付資料として、金融機関等から融資確約、関心表明又はそれに類する書類を取得している場合は、その写しを添付すること。

(8) 参加辞退及びコンソーシアム構成員等の変更に関する提出書類

参加表明書及び参加資格審査書類の提出後、必要に応じ、提出することができる。

① 辞退届 (様式12) <1部>

参加表明書及び参加資格審査書類を提出後、第一次審査又は第二次審査への参加を辞退する場合に、辞退の理由を記載し代表者が記名捺印の上、提出すること。

② 参加資格喪失等通知書 (応募企業用) (様式13-①) <1部>

参加資格喪失等通知書 (コンソーシアム用) (様式13-②) <1部>  
応募企業又はコンソーシアム構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合に、当該事由の判明後速やかに通知すること。

③ コンソーシアム構成員等変更届 (様式14) <1部>

参加表明書の応募者の名称等 (様式5-①、5-②、5-③の記載内容) に変更が生じた場合は様式14において速やかに報告すること。

ただし、コンソーシアムを構成する企業の変更は認められないが、県がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除くコンソーシアムのコンソーシアム構成員の変更又は追加について認めることがある。その際は様式14を提出すること。

なお、様式14以外に県が追加で資料等の提出を求める場合がある。



## 2 作成上の留意点

### (1) 提出書類の位置付け

書類の作成に当たっては、募集要項、優先交渉権者選定基準等を熟読し作成するとともに、参加資格審査書類、第一次審査書類及び第二次審査書類の審査上及び契約上の位置付けをよく理解すること。

### (2) 企業名の記載

第一次審査書類のうち提案審査書類（様式A-1-1～A-5）、第二次審査書類のうち提案審査書類（様式B-1～B-4-2、C-1～C-4-2、D-1～D-3、E-1～E-3、F-1～F-2）及び提案図面（様式G-1-1-1～G-4-3）では、企業名は正本のみに記載し、それ以外では、特に指定のある場合を除き、企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）、住所、氏名の記載は行わないこと。

### (3) 記載内容

- ・ 各様式の作成については、平易な文章で具体的かつ明確に記述すること。
- ・ 具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記述すること。
- ・ 提案を分かり易く説明するための模式図やイラスト等による表現は可能とする。
- ・ 各様式間においては、記載内容の整合性を図ること。
- ・ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて、様式ごとに初出の個所に定義を記述すること。
- ・ 他の様式や補足資料に関連する事項が記述されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記述すること。
- ・ 第一次審査書類のうち提案審査書類（様式A-1-1～A-5）、第二次審査書類のうち様式11-2、提案審査書類（様式B-1～B-4、C-1～C-4、D-1～D-3、E-1～E-3、F-1～F-2）及び提案図面（様式G-1-1-1～G-4-3）については、各書類の右下等所定の欄に、参加資格審査書類の受付後、県から送付される参加資格審査通知書に表記の登録受付記号を記入すること

### (4) 書式等

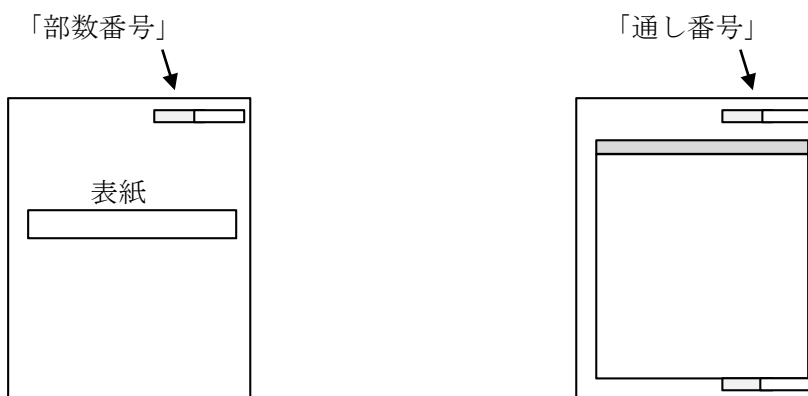
- ・ 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とすること。
- ・ 使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4判縦長両面印刷とすること。
- ・ 各提出書類は、カラー又はモノクロのどちらでも可とする。
- ・ 提案様式内の記載事項、最大頁数の規定及び注釈等記載要領を説明する記述は削

除してよい。

- ・ 頁数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- ・ 図表等は適宜使用して構わないが、規定の頁数に含めること。
- ・ 提案図面や図表等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度とし、左20mm、右15mm程度の余白を設定すること。
- ・ 提案図面は図面ごとに各規程様式を使用し、様式番号を図面の左上、提案図面名称を図面の右上に明記し、縮尺を明記の上、頁数は適宜とする。
- ・ 会社概要、参加資格要件の実績（様式7関連）及び同種・類似業務の実績（様式A-1-3関連）を証する書類については、パンフレット等の使用を認める。ただし、その場合は、A4判縦で綴じこめるものとする。

#### （5）編集方法

- ・ 書類の順序は、以下①～③に示すように様式の通番のとおりとする。
- ・ 提案内容に係る様式について、複数頁にわたるときは、右肩に指定された記載箇所「通し番号/当該様式全体の総頁数」を記入（例えば、様式Aでは、様式A-1-1～様式A-5で一様式とし、通し番号、様式A全体の総頁数となり、添付資料は対象外となる。）すること。
- ・ 副本の提出が求められる様式の表紙（参加表明書表紙、参加資格審査書類表紙、参加表明書に係る印鑑証明書表紙、応募者の会社概要等表紙、参加資格要件の実績を証する書類表紙、第一次審査書類提出書表紙、【様式A】第一次審査提案審査書類表紙、同種・類似業務の実績を証する書類表紙、第二次審査書類提出書表紙、【様式B・C・D・E・F】第二次審査提案審査書類表紙、【様式G】第二次審査提案図面表紙）については、副本を提出する「部数番号」の連番を記入（例えば、【様式A】第一次審査書類表紙では、各副本において1/20、2/20～20/20となる。）すること。
- ・ 各提案書類には表紙を付け、提出書類の分類ごとにA4判縦の左側2点綴じ冊子とすること。なお、A3判の様式は横長片面印刷とし、A4判縦に折込むこと。ただし、第二次審査提案図面（様式G）のうち、A3判に規定されている様式はA3判横長片面印刷とし、A3判横のまま折込まずに、A4判に規定されている様式と併せて左側2点綴じ冊子とすること。



- 各提案書の様式は、以下のように提出書類の分類ごとに分冊として取りまとめ、提出すること。

① 参加資格審査書類の受付時における提出書類

提出書類の分類	書類の項目	内容
I 参加資格審査書類	参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明書 表紙</li> <li>様式4</li> <li>様式5</li> <li>様式6</li> </ul>
	参加資格審査書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加資格審査書類 表紙</li> <li>様式7</li> </ul>
II 参加資格審査書類 添付資料	参加表明書に係る印鑑 証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明書に係る印鑑証明書 表紙</li> <li>印鑑証明書（様式4、様式6の 添付資料）</li> </ul>
	応募者の会社概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者の会社概要等 表紙</li> <li>会社概要等（様式5の添付資 料）</li> </ul>
	参加資格要件の実績を 証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加資格要件の実績を証する 書類 表紙</li> <li>実績書類（様式7の添付資料）</li> </ul>

② 第一次審査書類の受付時における提出書類

提出書類の分類	書類の項目	内容
I 第一次審査書類	第一次審査書類提出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次審査書類提出書 表紙</li> <li>様式8</li> </ul>

提出書類の分類	書類の項目	内容
	第一次審査 提案審査書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式A】 第一次審査 提案審査書類 表紙</li> <li>・様式A-1-1～A-5</li> </ul>
Ⅱ 第一次審査書類 添付資料	同種・類似業務の実績を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種・類似業務の実績を証する書類 表紙</li> <li>・添付資料一覧（様式任意）</li> <li>・実績書類（様式A-1-3の添付資料）</li> </ul>

③ 第二次審査書類の受付時における提出書類

提出書類の分類	書類の項目	内容
Ⅰ 第二次審査書類	第二次審査書類提出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次審査書類提出書 表紙</li> <li>・様式10</li> <li>・様式11-1</li> <li>・様式11-2</li> </ul>
	第二次審査 提案審査書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式B・C・D・E・F】 第二次審査 提案審査書類 表紙</li> <li>・様式B-1～F-2</li> </ul>
Ⅱ 第二次審査 提案図面	提案図面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【様式G】 第二次審査 提案図面 表紙</li> <li>・様式G-1-1-1～G-4-3</li> <li>・（追加で提出する提案図面がある場合）追加資料一覧（様式任意）</li> </ul>
Ⅲ 第二次審査書類 添付資料 （ただし提出は必須 ではない）	資金調達計画書に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達計画書に係る書類 表紙</li> <li>・事業に関わる企業からの関心表明又はそれに類する書類の写し及び株主間協定書（様式B-2-1の添付資料）</li> <li>・金融機関等からの融資確約、関心表明又はそれに類する書類の写し（様式B-3-2の添付資料）</li> </ul>

## (6) 提出方法

- ・ 参加資格審査書類の受付時における提出書類、第一次審査書類の受付時における提出書類及び第二次審査書類の受付時における提出書類は、正本及び副本を指定の部数提出すること。
- ・ 各様式は、Microsoft Word又はMicrosoft Excelを使用して作成すること。
- ・ 参加資格審査書類の受付時、第一次審査書類の受付時及び第二次審査書類の受付時における各提出書類については、各情報が保存されている電子媒体（CD-R又はDVD-R）を3部提出すること（計算の数式及び他のシートとのリンクが残ったままとし、再計算等が可能な状況で提出すること。ただし、提案様式のファイル間でのリンクの設定は認めない。様式内で用いる文字、図、表、写真等については、データでのカット&ペーストができる状態のまま提出すること。）。
- ・ 電子媒体の情報は正（正本として提出する書類の全て）及び副（様式B～Gの副本として提出する企業名等の記載がないもの。様式Bの添付資料は不要）を別に作成するものとし、格納するフォルダーをトップから分離する又は記録媒体を別にするなど明確に区別できる形で提出すること。
- ・ 当該電子媒体に保存する各情報については、Microsoft Word又はMicrosoft Excelの形式のデータとともに、PDF形式のデータを格納すること。ただし、提案図面はPDF形式のみのデータを格納すること。
- ・ 当該電子媒体には、提出書類の名称（参加資格審査書類の受付時における提出書類／第一次審査書類の受付時における提出書類／第二次審査書類の受付時における提出書類）、応募企業名又はコンソーシアム名、提出日及び通し番号（例：1／3～3／3等）を記載すること。（正副の情報を別媒体で提出する場合は正又は副のいずれかが外観から判別できるように表示すること。）



## 様式集





## 説明会参加申込時における提出書類

【様式1】 募集要項等に関する説明会参加申込書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
募集要項等に関する説明会参加申込書

鳥取県知事 【●】 様

商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

2019年3月27日付で公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の募集要項等に関する説明会への参加を申し込みます。

■担当者連絡先

所属部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	メールアドレス	

■参加者

所属部署・氏名①	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇
所属部署・氏名②	〇〇〇部〇〇〇課 〇〇 〇〇

- ※ 参加者欄において行が不足する場合は適宜追加してください。
- ※ 申込状況によっては、1社当たりの参加人数を制限する場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 既に電子メールで申し込みされている場合は、この様式での提出は必要ありません。

## 守秘義務対象開示資料の提供申込時における提出書類

【様式 2 - ①】 守秘義務対象開示資料提供申込書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
守秘義務対象開示資料提供申込書

鳥取県知事 【●】 様

商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の公募に関し、守秘義務の遵守に関する誓約書の提出を条件とする開示資料について、提供を申し込みます。

担当者	
部署	
資料送付先住所	
電話番号	
メールアドレス	

## 【様式 2-②】 守秘義務に関する誓約書

### 鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業 守秘義務に関する誓約書

年 月 日

鳥取県知事 【●】 様

住 所

商号又は名称

印

代表者の氏名

当社は、2019年3月に募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」（以下「本事業」といいます。）の公募に関し、鳥取県（以下「県」といいます。）から、本事業の事業者募集に関する検討を目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に提供される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の提供を受けることを希望します。守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

#### 記

#### 第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、県に対して、別添の書式により、事前の書面による通知を行ったうえで、当社以外の第三者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、守秘義務対象資料が参考のために提供されるものであり、県は、その内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

#### 第2条（秘密の保持）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

#### 第3条（善管注意義務）

当社は、県から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、県又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、県又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

#### 第4条（個人情報の取扱い）

県から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により県及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により県及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

#### 第5条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより県又は第三者（県に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

#### 第6条（期間、書類の破棄等）

- 1 当社は、受領した守秘義務対象資料を、当社の本目的が終了した時点、本事業の事業開始日又は2020年12月31日のいずれか早い日（以下「期間終了日」といいます。）までに、すべて破棄又は消去することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、期間終了日以降も存続するものとしします。
- 2 受領した守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、期間終了日までにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

#### 第7条（準拠法、管轄）

- 1 本誓約書は日本法に従って解釈されるものとしします。
- 2 当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

【様式 2 - ③】 第二次被開示者への資料開示通知書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
第二次被開示者への資料開示通知書

鳥取県知事 【●】 様

商号又は名称：

所在地：\_\_\_\_\_

代表者名印：\_\_\_\_\_ 印

2019年3月に募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の守秘義務対象資料について、当社から以下の者（以下「第二次被開示者」といいます。）に対して資料を開示しますので通知します。

なお、当社は、第二次被開示者に対し、当社が県に対して誓約している守秘義務と同等又はそれ以上の義務を負わせたうえで、資料を開示することを約束します。

第二次被開示者

名 称	
所在地	
代表者名	

名 称	
所在地	
代表者名	

名 称	
所在地	
代表者名	

※必要に応じて表を追加すること。





## 質問の受付時における提出書類

【様式3】質問書

2019年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
質問書

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」について、以下のとおり質問を提出します。

商号又は名称		
住所		
部署		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

■記入上の注意

以下を遵守すること。遵守されていない場合、回答を行わない場合がある。

- ・1つの行に、1つの質問のみを記載することとし、複数の質問を記載しないこと。
- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・資料それぞれについて、該当箇所の順に、質問を記載すること。
- ・数値、記号は半角文字で記入すること。
- ・行が不足する場合は適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項
		頁	章	節	細節	項	目	細目		
記載例	募集要項	11	Ⅱ	3	(2)	①	イ	(ア)	××	「募集要項 6頁 Ⅱ章 3(2)①イ(ア)」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1										
2										
3										
4										
5										

## 参加資格審査書類の受付時における提出書類

参加表明書

参加表明書 表紙

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
参加表明書

鳥取県知事 【●】 様

商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_

印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の公募に参加することを表明します。

<添付書類>

1. 印鑑証明書

【様式 4-②】参加表明書（コンソーシアム用）

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
参加表明書

鳥取県知事 【●】 様

応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_  
代表企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の公募に参加することを表明します。

	商号又は名称
代表企業	
コンソーシアム構成員 1	
コンソーシアム構成員 2	
コンソーシアム構成員 3	

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

<添付書類>

1. 印鑑証明書

【様式5-①】応募者の名称等（応募企業用）

2019年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
応募者の名称等

■応募企業

商号又は名称		
住所		
代表者名		
連絡先	担当者氏名	
	所属	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

【様式5-②】応募者の名称等（コンソーシアム用）

2019年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
 応募者の名称等

応募コンソーシアム名	
------------	--

■代表企業

商号又は名称		
住所		
代表者名		
連絡先	担当者氏名	
	所属	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
本事業における役割		

■代表企業を除くコンソーシアム構成員

商号又は名称		
住所		
代表者名		
連絡先	担当者氏名	
	所属	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
本事業における役割		

※代表企業を除くコンソーシアム構成員が2社以上の場合は、同じ書式の記入欄を適宜追加してください。

枚目/	枚中
-----	----



【様式5-③】応募企業又は代表企業及びコンソーシアム構成員の役員名簿 (A4判横)

年 月 日

当社及びコンソーシアム構成員における役員(会社法第329条第1項に定める役員をいう。)は以下の通りです。

■ 応募企業又は代表企業

会社名	役員氏名等			性別	生年月日				住所
	役職	漢字	カタカナ		和暦	年	月	日	

■ コンソーシアム構成員

会社名	役員氏名等			性別	生年月日				住所
	役職	漢字	カタカナ		和暦	年	月	日	

※行が不足する場合は適宜追加してください。

※コンソーシアム構成員が2社以上の場合は、コンソーシアム構成員ごとに別葉としてください。

※募集要項の公表日から実施契約の締結日までに役員の変動があった場合には、本様式を修正のうえ速やかに再提出してください。

## 【様式6】委任状

年 月 日

### 委任状

鳥取県知事 【●】 様

#### ■コンソーシアム構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	印

私は、2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」に関し、下記の企業をグループの代表企業として、次の権限を委任します。

#### <委任事項>

1. 参加表明に関する件
2. 第一次審査書類の提出に関する件
3. 第二次審査書類の提出に関する件
4. プレゼンテーションの実施に関する件
5. 参加辞退、及びコンソーシアム構成員等の変更に関する件
6. 復代理人の選任及び解任に関する件

#### ■受任者（代表企業）

商号又は名称	
所在地	

枚目 / 枚中

※ コンソーシアム構成員ごとに別葉としてください。

#### <添付書類>

1. 印鑑証明書



参加資格審査書類

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
参加資格要件確認申請書

鳥取県知事 【●】 様

応募企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_  
所 在 地： \_\_\_\_\_  
代 表 者 名： \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」に係る参加資格要件について確認されたく、下記の関係書類を添えて提出します。

当社は、募集要項に定められた応募企業に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 Ⅲ 3 応募者に求められる要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類

【様式 7-②】 参加資格要件確認申請書（コンソーシアム用）

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
参加資格要件確認申請書

鳥取県知事 【●】 様

応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_  
代表企業／コンソーシアム構成員 商号又は名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」に係る参加資格要件について確認されたく、本書を提出します。

当社は、募集要項に定められたコンソーシアムの代表企業、コンソーシアム構成員に求められる参加資格要件を満たしていること、並びにこの申請書及び関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

<関係書類>

1. 募集要項 III 3 応募者に求められる要件に掲げられている事項に係る実績を証する書類

枚目 / 枚中

- ※ 代表者名及び印鑑は、参加表明書に添付する印鑑証明書と一致するものとしてください。
- ※ コンソーシアム構成員ごとに別葉としてください。

【様式 7-③】実績を証する書類

年 月 日

募集要項 Ⅲ 3 応募者に求められる要件の実績要件に掲げられている事項に係る  
実績を証する書類

応募コンソーシアム名	※応募者がコンソーシアムの場合のみ記載
------------	---------------------

■応募企業又は代表企業

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

■募集要項 Ⅲ 3 応募者に求められる要件に掲げられている事項に係る実績 ※1

(1) 実績として提示する事業 名称（発電所名）	
(2) 設備 ID ※2	
(3) 場所（発電所所在地）	
(4) 運営維持業務の開始日	
(5) 実績の内容	
(6) 電源種（水力発電・○○ 発電等）	
(7) 定格出力・基数	
(8) 実績を有する者の商号又 は名称及び、その者が 代表企業でない場合は、 代表企業との関係	

※1 上記実績について確認できる資料等（発電所の概要を確認できる資料、委託であれば契約書等の写しも含む）を添付してください。

※2 FIT 制度適用の電源の場合は記載してください。

参加表明書に係る印鑑証明書

参加表明書に係る印鑑証明書 表紙

応募者の会社概要等



参加資格要件の実績を証する書類



## 第一次審査書類の受付時における提出書類



第一次審査書類提出書

第一次審査書類提出書 表紙

登録受付記号

【様式8】第一次審査書類提出書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
第一次審査書類提出書

鳥取県知事 【●】 様

応募企業名又は応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の募集要項等に基づき、第一次審査に係る審査書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

(担当者連絡先)

所属	
連絡先	

※ 代表者名及び印鑑は、参加表明書に添付する印鑑証明書と一致するものとしてください。



第一次審査 提案審査書類

【様式 A】 第一次審査 提案審査書類 表紙

登録受付記号

**【様式 A-1-1】事業全体方針****【様式 A-1-1】事業全体方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×1頁）

- ・事業方針、コンセプト

## 【様式 A-1-2】 事業実施体制

### 【様式 A-1-2】 事業実施体制

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 事業実施体制
- ・ 事業者に関わる企業の概要とその役割（出資比率、議決権比率を含む）



**【様式 A-1-3】 同種・類似業務の実績**

**【様式 A-1-3】 同種・類似業務の実績**

優先交渉権者選定基準別紙で指定された実績について該当するものがある場合は、当該実績を証する書類を添付した上で、下記に指定された事項について具体的に記載すること。

(A～Cの類型ごとに最大頁数：A4×3頁/1類型、計最大頁数：A4×9頁/3類型)

**A FITに係る設備申請又は事業計画申請の実績（最大3件）**

同種／類似	
事業名（発電所名）	
設備ID	
場所（発電所所在地）	
申請時期	
電源種	※水力発電かその他発電か具体的に記入ください。
定格出力・基数	
実績保有者	※実績を保有する応募企業又はコンソーシアム構成員の名称を記載ください。
実績の概要	
実績を証する書類名称	

※実績数に応じて表を複製すること。

※設備申請又は事業計画申請の認定を受けたものに限る。

**B 発電所の運営を実施している又は実施した実績（最大3件）**

同種／類似	
事業名（発電所名）	
設備ID	※FIT制度適用の電源の場合、記入ください。
場所（発電所所在地）	
期間	
電源種	※水力発電かその他発電か具体的に記入ください。
定格出力・基数	
事業概要	
実績保有者	※実績を保有する応募企業又はコンソーシアム構成員の名称を記載ください。
実績の概要	
実績を証する書類名称	

※実績数に応じて表を複製すること。

※業務を受託した実績も含み、過去15年以内（2004年以降）に、2年以上継続的に実施している施設に限る。

**C 事業マネジメント実績（最大3件）**

同種／類似	
事業名	
場所	
期間	
受注者	発注者
事業概要	
実績保有者	※実績を保有する応募企業又はコンソーシアム構成員の名称を記載ください。
実績の概要	
実績を証する書類名称	

※実績数に応じて表を複製すること。

※過去15年以内（2004年以降）に、2年以上継続的に実施している施設に限る。

※各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したものに限る。

登録受付記号

**【様式A-1-4】リスクに対する基本的な対応方針****【様式A-1-4】リスクに対する基本的な対応方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 不可抗力リスク等主要なリスクへの基本的な対応方針
- ・ リスクの負担者、負担方法等について協議を望む場合はその具体的内容

※ここでの提案内容に基づき競争的対話を実施する。従って、募集要項等で示されているものと異なるリスク分担を望む場合は、その点を明らかにすること。

## 【様式 A - 2】施設の運営維持に関する基本方針

## 【様式 A - 2】施設の運営維持に関する基本方針

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 第一次提案時点において具体化が可能な事項
- ・ 競争的対話以降において検討が必要な事項

**【様式 A - 3】施設の再整備に関する基本方針****【様式 A - 3】施設の再整備に関する基本方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 第一次提案時点において具体化が可能な事項
- ・ 競争的対話以降において検討が必要な事項
- ・ 各再整備業務対象施設の調査・設計業務及び更新工事業務の着手及び完了時期

**【様式 A-4-1】 県内事業者の参画****【様式 A-4-1】 県内事業者の参画**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 事業に参画する県内事業者の概要
- ・ 県内事業者が担う役割、事業への関与の度合い
- ・ 県内事業者の所得、技術力向上に関する方針

※ここでいう県内事業者とは、鳥取県産業振興条例第8条第2項の県内事業者をいい、また参画とは、コンソーシアム構成員としての関与に限定するものではない。

**【様式 A-4-2】 地域経済の発展のための方針****【様式 A-4-2】 地域経済の発展のための方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 地域経済の発展のための方針

※地域経済に関する任意事業の提案があれば、ここで記載すること。

**【様式 A-5】 事業収支計画に関する基本方針****【様式 A-5】 事業収支計画に関する基本方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・ 目標発電量、調達価格
- ・ 目標コスト（再整備業務費、運営維持業務費等）
- ・ 想定するD/E比率
- ・ 目標とする金利、配当水準

同種・類似業務の実績を証する書類

同種・類似業務の実績を証する書類 表紙

登録受付記号



## 競争的対話に係る事前質問の受付時における提出書類

【様式9】競争的対話に係る事前質問書

2019年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業に関する  
競争的対話に係る事前質問書

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」について、以下のとおり、競争的対話に係る事前質問を提出します。

応募コンソーシアム名		※応募者がコンソーシアムの場合のみ記載		
代表企業	商号又は名称			
	住所			
	部署			
	提出者氏名			
	連絡先	電話番号		
		FAX		
E-mail				

■記入上の注意

以下を遵守すること。遵守されていない場合、回答を行わない場合がある。

- ・1つの行に、1つの質問又は意見のみを記載することとし、複数の質問及び意見を記載しないこと。
- ・同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・資料それぞれについて、該当箇所の順に、質問を記載すること。
- ・数値、記号は半角文字で記入すること。
- ・行が不足する場合は適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。
- ・非開示要望があった質問事項を除いて、質問事項の回答を事前質問を提出した応募者以外にも通知することがある。

	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	非開示要望の有無 有り:1、無し:0
		頁	章	節	細節	項目	細目				
記載例	募集要項	11	II	3	(2)	①	イ	(ア)	××	「募集要項 6頁 II章 3(2)①イ(ア)」の内容についての質問事項がある場合は、左記のように記入してください。 非開示要望がある場合は、右記のように記入してください。	1
1											
2											
3											
4											
5											

## 第二次審査書類の受付時における提出書類



第二次審査書類提出書

第二次審査書類提出書 表紙

登録受付記号

【様式 10】 第二次審査書類提出書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
第二次審査書類提出書

鳥取県知事 【●】 様

応募企業名又は応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の募集要項等に基づき、第二次審査に係る審査書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。

※ 代表者名及び印鑑は、参加表明書に添付する印鑑証明書と一致するものとしてください。

【様式 11-1】 要求水準書に関する確認書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
要求水準書に関する確認書

鳥取県知事 【●】 様

応募企業名又は応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の審査に係る提出書類の一式は、「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業 要求水準書」に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

※ 代表者名及び印鑑は、【様式 4-①】参加表明書（応募企業用）又は【様式 4-②】参加表明書（コンソーシアム用）に添付する印鑑証明書と一致するものとしてください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				要求水準	提案書		
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4		様式	該当頁	備考
		I	1	(1)	①	ア	(ア)	a				
	1	I 総則										
	1	II 事業概要	1 事業の目的									
	2		2 対象施設及び概要	(1) 小鹿第一発電所								
	3			(2) 小鹿第二発電所								
	4			(3) 春米発電所								
	5			(4) 日野川第一発電所								
	6		3 事業期間									
	7	III 事業範囲	1 事業対象施設	(1) 運営権設定対象施設								
	8			(2) 運営権設定対象施設以外の関連施設等								
	8		2 対象施設毎の事業範囲									
	9		3 責任分界点									
1	11	IV 本事業全般に関する要求事項	1 事業条件	(1) FIT認定の取得	① 再整備業務対象施設				県は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所(以下「再整備業務対象施設」という。)について、事業者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年6月18日経済産業省令第46号)第3条第13号又は第15号に規定する発電設備の区分等(2020年度まで適用される買取価格のものに限る。以下「新設区分」という。)による同法第9条に規定する発電事業計画の認定が可能な計画の立案、経済産業省による認定の取得及び認定された計画の内容による整備の実施を求め、事業者は、再整備業務対象施設について、自らの責任と費用負担のもと、監督官庁(以下、法令に基づく各種申請等の許認可権限を有し、事業の監督を行う機関を「監督官庁」という。)、関係機関(以下、事業実施に伴い、協議、調整や協力等が必要とされる県、市町村、事務組合他の機関または団体を「関係機関」という。))及び一般送配電事業者等との協議・申請等を行ったうえで発電事業計画の認定を受けること。なお、FIT制度では、FIT認定の取得日の翌日から2年以内の既存発電設備の廃止、FIT認定の取得日から7年以内の発電設備の運転再開が求められることを十分勘案のうえ、業務を遂行すること。			
2	11				② 春米発電所				事業者は、法令等に従い、設備認定に関する変更認定申請等、必要な手続きを行うこと。県は、事業者の行う申請等に関し、可能な限りの協力を行う。また、県が行う手続きや申請等が生じた場合、事業者は、関係書類の作成等に協力すること。			
3	11			(2) 事業用地と施設の配置					本事業の事業用地、施設の配置を開示資料「土地権利関係資料」に示す。運営権設定対象施設は事業用地内に配置することを基本とするが、事業用地外に配置する場合は、事業者の責任と費用負担により、用地を確保すること。事業者は、工事用地(小鹿第一発電所)、工事用地(小鹿第二発電所)、工事用地(春米発電所)及び工事用地(日野川第一発電所)において示す鳥取県企業局所有地以外の、鳥取県企業局が運営権設定対象施設に関して使用権限等を確保している土地を使用することができる。ただしこの場合、隣接する土地の所有者との調整の一切については、事業者の費用と責任において行うものとする。県は、事業者が行う土地所有者との交渉について、可能な限り協力する。			
4	12			(3) 一般送配電事業者との協議、調整、契約締結					事業者は、一般送配電事業者との接続、電力供給等に関する協議・調整を行い、必要な契約を事業者の責任と費用により実施すること。特にFIT制度に係る協議、契約については、FIT制度をよく理解したうえで滞りなく実施すること。なお、県は、必要に応じて、事業者に対して協力する。			
5	12			(4) 河川法に係る事業条件	① 河川法に係る責任の所在と役割分担				本事業における流水占用とダムに関する河川法上の責任は県が負う。事業者は、県との特定事業契約及び本要求水準書に従い、自らの役割であるダムの水位等の観測、観測結果に基づくダムの操作、関係機関への通報等の業務について責任をもって担うこと。その不履行があると認められる場合は、県に対して責任を負うこと。県が設置する河川法上の工作物(事業対象施設に限る。)の管理、運営に起因して第三者に対する損害が発生し、その賠償義務が生じた場合は、県が責任を負う。ただし、その損害の発生が、事業者による特定事業契約及び本要求水準書に違反・逸脱した管理、運営に起因すると認められる場合、県は、事業者に対して賠償額相当額を求償することができる。河川法に関連する主な条文における県と事業者の役割は表-8のとおりである。			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				要求水準	提案書		
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4		様式	該当頁	備考
6	13				② 河川法における有資格者の選任・届出	ア 監視制御システム整備期間中の若荷谷ダム管理主任技術者の選任・届出			事業者が使用する監視制御システムの開発期間の範囲内で県と事業者が合意した期間(以下「県受託期間」という。) <sup>1</sup> の若荷谷ダムのダム管理主任技術者は、春米発電所運営維持業務委託契約に基づき、県がこれを選任・配置するとともに河川法の定めに従い監督官庁へ届出を行う。 事業者は、県受託期間の満了日の翌日以降は、事業者自らダム管理主任技術者を選任・配置するものとし、当該技術者について県が河川法に基づく手続を行うのに必要な書類を作成し、予め県に報告すること。			
7	13					イ 再整備業務期間中の中津ダム管理主任技術者の選任・届出			事業者による小鹿第一発電所の再整備業務期間中、中津ダムに関しては、県がダム管理主任技術者を選任し、県が河川法の定めに従い監督官庁へ届出を行う。 再整備業務終了後は、事業者自らが当該技術者を選任・配置するものとし、当該技術者について県が河川法に基づく手続を行うのに必要な書類を作成し、予め県に報告すること。			
8	13				③ ダム操作規程の遵守				事業者は、県が監督官庁へ届出を行った管理主任技術者のもと、中津ダム操作規程及び若荷谷ダム操作規程(以下、両規程を総称して「ダム操作規程」という。)を遵守してダム操作を確実に実施すること。また、県がダム操作規程を改定した場合は、速やかに改定内容を事業者に通知する。事業者は、その改定内容を十分確認・理解し、関係する職員に周知のうえ、安全・確実な操作を実施すること。			
9	14				④ 水利権に係る法令・規程の遵守等				河川法第23条に基づく流水の占有者は、本事業開始後においても、県とする(以下同条に基づく流水占有の権利を「水利権」という。)。事業者は、県が許可を取得している水利使用規則及び取水規程等に記載された事項を遵守するとともに、各取水設備における最大取水量及び取水制限流量の規定を厳守すること。また、県が河川管理者から報告を求められた場合、事業者は、県の指示に従い、必要な資料の作成、とりまとめを行う等、県に協力すること。水利権の更新や変更等の許認可申請・届出が必要となった場合も同様に、県の指示に従い、必要な資料の作成・とりまとめ、河川管理者から求められる各種調査等の実施、県が河川管理者と行う協議・報告への出席、県による説明の支援等、必要な協力を行うこと。現在許可を受けている水利権は、20年毎の更新が必要となる。各水利権の許可期限は、表-9の通りである。なお、水利権に関する業務等で生じる費用は、事業者の負担とする。			
10	14			(5) 特定多目的ダム法に係る責任の所在と役割分担					日野川第一発電所は、国土交通省所管の多目的ダムである管沢ダムから取水し、発電を行っている。県は現在、特定多目的ダム法に基づくダム使用者であり、また河川法に基づく水利使用者であるが、日野川第一発電所への公共施設等運営権設定後も引き続きこれらの権利等は県が保有する。 事業者は、水利使用規則で定める取水量の範囲内で運用すること。また、濁水調整会議及び調整会議以外の県と河川管理者が行う日々の水位調整にも応じること。 なお、特定多目的ダム法に基づく管理費用については、県が引き続き国に納付する。上記を踏まえた特定多目的ダム法に関連する主な条文における県と事業者の役割を表-10に示す。			
11	15			(6) 電気事業法に係る事業条件	① 電気事業法に係る責任の所在				事業者は、運営維持業務期間中、電気事業法に基づく発電事業者としての責任を負うこと。事業者は、法令等に従い、自らの責任と費用負担のもと、電気事業法に係るすべての行為を実施すること。			
12	15				② 電気事業法における有資格者の選任・届出	ア 監視制御システム整備期間中の春米発電所有資格者の選任・届出			事業者が使用する監視制御システムの開発期間中、春米発電所に関しては、春米発電所運営維持業務委託契約に基づき、県が電気主任技術者(第一種又は第二種)、ダム水路主任技術者(第一種又は第二種)を配置することから、事業者は電気事業法の定めに従い、県が配置する職員を有資格者として選任し、監督官庁へ届出すること。 事業者は、県受託期間の満了日の翌日以降は、事業者自らこれら技術者を配置するものとし、電気事業法に基づき監督官庁へ届出すること。またその届出内容を県へ書面で通知すること。			
13	15					イ 再整備業務期間中の小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所有資格者の選任・届出			再整備業務期間中は、再整備対象施設ごとに必要な範囲内で、県が電気主任技術者、ダム水路主任技術者を選任・配置し、電気事業法の定めに従い、監督官庁へ届出を行う。 事業者は、各再整備対象施設の再整備業務終了後は自らこれら技術者を選任・配置し、監督官庁へ届出するとともに、その届出内容を県へ書面で通知すること。			



No	頁	要求水準書								提案書			
		大項目	中項目	小項目	細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
14	15				③ 保安規程の届出・遵守					事業者は、運営維持業務開始前までに、電気事業法の定めに従い、保安を確保するための保安規程を定め、監督官庁へ届出るとともに、その届出内容を県へ書面で通知すること。また、保安規程を遵守した運営維持管理を行うこと。なお、事業者は、保安規程の作成にあたり、県が既存発電設備に関し策定・届出した保安規程を参考とすることができる。			
15	16			(7) 各規程を遵守するための諸規程の策定・遵守						事業者は、河川法に係るものを除き事業対象施設の運営維持を安全かつ効率的に行うため、保安規程をより詳細化した基準、要領、細則等の諸規程を整備し、保安規程及びこれら諸規程に従い本事業を実施すること。これら諸規程の整備にあたり、県が作成した基準、要領、細則等を参考とすることができる。参考として県が有する諸規程を表-11に示す。			
16	16			(8) 事業遂行に必要な資料の提供						県は、事業開始時まで過去に観測した流量資料や貯水池運用に必要な水位資料等、事業者が本事業を実施するために必要となる資料を事業者に提供する。			
17	16			(9) 物品及び役務の調達に関する県内事業者の活用						物品及び役務の調達に際しては、鳥取県営企業の設置等に関する条例第16条の規定に基づき地域経済発展の観点から可能な限り県内事業者から調達すること。			
18	16	2 設備能力に係る要求								本事業の目的は、再生可能エネルギーの安定供給の観点から老朽化した小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所を長期的に安定した発電事業が可能な設備に再整備するとともに、春米発電所を含めた発電所を安全かつ確実に運営維持することである。事業者は、この目的を達成するため、原則として既存施設と同等以上の機能、能力を再整備業務において確保するとともに、この機能、能力が長期的に維持可能な運営維持業務を行うこと。ただし、河川水の有効利用やFIT制度に基づく事業の効率的運用等を目的として、現在の発電出力等の変更を提案し、県の承諾を受けたいうで行うことも可能とする。なお、その変更を行ったことにより発生する全ての責任及び費用については、事業者が負担するものとする。			
19	17	3 設備に関する要求	(1) 施設の機能維持等							事業者は、運営権設定対象施設の機能が低下しないよう日常的な巡視・点検等を実施し、劣化による機能低下が生じる可能性がある場合は事前に保全を行い、施設を正常な状態に維持すること。また、施設的美観を損なわない状態を保つよう施設の保全や清掃を行うこと。			
20	17		(2) 耐震性能の確保							事業者は、各種法令・基準・要領等を遵守するとともに、表-12に示す開示資料等を参考に発電所建屋、その他建築物について必要な耐震性能を確保すること。			
21	17		(3) 環境対策の実施	① 環境への配慮						事業者は、本事業の実施にあたり、「第2次鳥取県環境基本計画」(平成23年度制定)を遵守し、環境に配慮した計画の立案、業務実施に努めること。			
22	17			② 景観等への配慮						事業者は、本事業の実施にあたり、景観に配慮し周辺環境との調和を図るとともに周辺地域の地域環境への配慮に努めること。			
23	17		(4) 土砂災害防止対応							本事業対象施設周辺は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」に基づく土砂災害警戒区域(イエロー区域)及び土砂災害特別警戒区域(レッド区域)に指定されている。参考に、現在の指定状況を下表-13に示す。 事業者は、とっとりWebマップで最新の指定状況を確認し、建築設備の設置・改築等を行う場合は、法令等を遵守し適切に対応すること。			
24	18	4 遵守すべき法令・技術基準に関する要求								事業者は、以下に示す関係法令から鳥取県の上位計画等までの諸規定等の最新版が定める内容を遵守すること。ただし、コストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ事業者が要求内容の変更を県へ提案し、県の承諾を得られたものは除く。この場合、事業者は、第二次提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本事業の実施にあたり支障の生じないことを説明する資料を提出すること。			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書			
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	様式	該当頁	備考	
25	18			(1) 関係法令					<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律117号)</li> <li>・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)</li> <li>・電気事業法(昭和39年法律第170号)</li> <li>・河川法(昭和39年法律第167号)</li> <li>・特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)</li> <li>・河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)</li> <li>・砂防法(明治30年法律第29号)</li> <li>・地方自治法(昭和22年法律第67号)</li> <li>・都市計画法(昭和43年法律第100号)</li> <li>・建築基準法(昭和25年法律第201号)</li> <li>・電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)</li> <li>・発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第50号)</li> <li>・電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)</li> <li>・電気用品安全法(昭和36年法律第234号)</li> <li>・電気通信事業法(昭和59年法律第86号)</li> <li>・電波法(昭和25年法律第131号)</li> <li>・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)</li> <li>・消防法(昭和23年法律第186号)</li> </ul>			
26	18								<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)</li> <li>・環境基本法(平成5年法律第91号)</li> <li>・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)</li> <li>・大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)</li> <li>・騒音規制法(昭和43年法律第98号)</li> <li>・振動規制法(昭和51年法律第64号)</li> <li>・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)</li> <li>・労働基準法(昭和22年法律第49号)</li> <li>・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)</li> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)</li> <li>・クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)</li> <li>・道路法(昭和27年法律第180号)</li> <li>・道路交通法(昭和35年法律第105号)</li> <li>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)</li> <li>・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)</li> <li>・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)</li> <li>・ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)</li> <li>・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(昭和12年法律第100号)</li> <li>・計量法(平成4年法律第51号)</li> <li>・災害対策基本法(昭和36年法律第223号)</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)</li> <li>・気象業務法(昭和27年法律第165号)</li> <li>・その他関係する法令・施行規則等</li> </ul>			
27	19			(2) 条例					<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成8年鳥取県条例第19号)</li> <li>・鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)</li> <li>・鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)</li> <li>・鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)</li> <li>・鳥取県地球温暖化対策条例(平成21年鳥取県条例第36号)</li> <li>・鳥取県公害防止条例(昭和46年鳥取県条例第35号)</li> <li>・鳥取県石綿健康被害防止条例(平成17年鳥取県条例第67号)</li> <li>・鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)</li> <li>・鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例(昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号)</li> <li>・鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例(平成10年鳥取中部ふるさと広域連合条例第29号)</li> <li>・鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例(昭和51年鳥取県西部広域行政管理組合条例第17号)</li> <li>・その他関係する条例</li> </ul>			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書			
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考
28	20			(3) 規格、規程等					<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本工業規格(JIS)</li> <li>・電気規格調査会標準規格(JEC)</li> <li>・日本電気工業会標準規格(JEM)</li> <li>・日本電線工業会標準規格(JCS)</li> <li>・日本照明器具工業会規格(JIL)</li> <li>・圧力容器構造規格(中央労働災害防止協会)</li> <li>・クレーン構造規格(中央労働災害防止協会)</li> <li>・電気機械器具防爆構造規格(中央労働災害防止協会)</li> <li>・発変電規程(一般社団法人日本電気協会)</li> <li>・電気保安通信規程(一般社団法人日本電気協会)</li> <li>・内線規程(一般社団法人日本電気協会)</li> <li>・系統連携規格(一般社団法人日本電気協会)</li> <li>・高圧受電設備規程(一般社団法人日本電気協会)</li> <li>・その他関係する規格、規程等</li> </ul>			
29	20			(4) 要綱、基準等					<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川砂防技術基準(国土交通省)</li> <li>・発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(一般社団法人電力土木技術協会)</li> <li>・コンクリート標準示方書(公益社団法人土木学会)</li> <li>・道路橋示方書(公益社団法人日本道路協会)</li> <li>・道路土工カルバート工指針(公益社団法人日本道路協会)</li> <li>・道路土工擁壁工指針(公益社団法人日本道路協会)</li> <li>・道路土工切土工・斜面安定工指針(公益社団法人日本道路協会)</li> <li>・道路土工仮設構造物工指針(公益社団法人日本道路協会)</li> <li>・道路土工盛土工指針(公益社団法人日本道路協会)</li> <li>・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)</li> <li>・水門鉄管技術基準(一般社団法人電力土木技術協会)</li> <li>・建設機械施工安全技術指針(国土交通省)</li> <li>・土木工事安全施工技術指針(国土交通省)</li> <li>・建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省)</li> <li>・建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)</li> <li>・電気協同研究(一般社団法人電気協同研究会)</li> <li>・発電設備系統連系サービス要綱(中国電力株式会社)</li> <li>・系統連系関係業務取扱要則(中国電力株式会社)</li> <li>・給電規程(中国電力株式会社)</li> <li>・給電運転要則(中国電力株式会社)</li> <li>・停電作業調整細則(中国電力株式会社)</li> <li>・需給計画要則(中国電力株式会社)</li> <li>・その他関係する要綱、基準等</li> </ul>			
30	21			(5) 関係仕様書等					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書(国土交通省)</li> <li>・土木工事共通仕様書(国土交通省)</li> <li>・鳥取県土木工事共通仕様書(鳥取県県土整備部技術企画課)</li> <li>・鳥取県土木工事施工管理基準(鳥取県県土整備部技術企画課)</li> <li>・建築工事仕様書(鳥取県総務部営繕課)</li> <li>・建築改修工事仕様書(鳥取県総務部営繕課)</li> <li>・電気設備工事特記仕様書(鳥取県総務部営繕課)</li> <li>・機械設備工事特記仕様書(鳥取県総務部営繕課)</li> <li>・建築物解体工事仕様書(鳥取県総務部営繕課)</li> <li>・その他関係する仕様書等</li> </ul>			
31	21			(6) 鳥取県の上位計画等					<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県の将来ビジョン(追補版)(平成26年10月)</li> <li>・鳥取県企業局経営プラン 平成29年度～平成38年度(平成29年3月)</li> <li>・第2次鳥取県環境基本計画(平成24年3月)</li> <li>・第2期とっとり環境イニシアティブプラン(平成28年3月)</li> <li>・鳥取県地域防災計画(平成27年度補正)</li> <li>・鳥取県公共施設等総合管理計画(平成28年3月)</li> <li>・鳥取県有施設中長期保全計画(平成29年2月)</li> <li>・その他関係計画等</li> </ul>			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				要求水準	提案書		
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4		様式	該当頁	備考
32	22	V 再整備業務に関する要求事項	1 施設性能に関する要求事項						事業者は、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所について、以下に規定する要求事項に従い再整備業務を行うこと。なお、この要求は県が求める最低限のものであり、長期使用の観点から、この範囲を超える更新、改修、補修について、事業者が提案、計画することを妨げるものではない。なお、再整備業務で求める「更新」、「改修」、「補修」とは以下の通りである。 「更新」:FIT制度で求められる、あるいは劣化、不具合の解消を目的に、現在ある設備を撤去し新たに設備を設置すること。 「改修」:FIT制度で求められる、あるいは劣化、不具合の解消を目的に、設備の改造や変更などを行い、性能や機能を改善、向上させること。 「補修」:FIT制度で求められる、あるいは劣化、不具合の解消を目的に、設備の修理や取替などを行い、性能や機能を回復させること。			
33	22			(1) FIT制度新設区分認定に関連する要求事項	① 土木・建築設備	ア	中津ダム		小鹿第一発電所の設備である中津ダムについて、以下の要求事項に従い整備すること。			
34	22								(ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な改修を行うこと。			
35	22								(イ) ダムの形式、構造等を変更する場合は、県と十分な協議を行い、承諾を得るとともに県が行う監督官庁への手続に協力すること。			
36	22								(ウ) 再整備業務期間中、中津ダムは県が管理する。このため、施工工程作成にあたり、県によるダム操作規程に基づく操作に支障が出ないよう配慮し、県の承諾を得ること。			
37	22					イ	取水設備		再整備業務の対象となる取水設備は、表-14のとおりである。 再整備業務の対象となる取水設備について、以下の要求事項に従い整備すること。			
38	23								(ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な更新、改修又は補修を行うこと。			
39	23								(イ) 水利使用規則及び取水規程を厳守し、規定される最大取水量を上限とし、安定的に取水可能な構造とすること。また、取水制限流量を超える場合に限り取水可能な構造とすること。			
40	23								(ウ) 洪水等により設備への損傷が生じないよう堅牢な構造とすること。			
41	23								(エ) 取水ロケット等を備える取水設備は、安定的な取水を確保するとともに、取水停止時に確実な取水停止が可能な設備とすること。			
42	23								(オ) 排砂設備を有する取水設備は、定期的に排砂可能な構造を確保すること。			
43	23					ウ	導水路		導水路は、取水設備から調圧水槽までの区間を指し、隧道、開渠、暗渠、蓋渠、沈砂池、沈澱地、水管橋、水路橋、急流工、落差工、立坑等から構成される。 再整備業務の対象となる導水路は、表-15のとおりである。 再整備業務の対象となる導水路について、以下の要求事項に従い整備すること。			
44	23								(ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な更新又は改修を行うこと。特に、導水路は、FIT制度における新設区分の事業計画認定の条件として改修が必要であることに留意して行うこと。			
45	23								(イ) 取水量を安定して通水可能な形状、構造、強度を確保すること。			
46	23								(ウ) 沈砂池は、流水内の砂泥を池内に沈降させ、確実に排出可能な構造とすること。			
47	23								(エ) 設置されるゲート類は、水密性を有し開閉が容易かつ確実なものとする。また、ゲート扉体は、開閉の際、危険な振動が無く、座屈しない構造で、扉体に作用する荷重を構造物に安全に伝達可能な構造とすること。			
48	23								(オ) 漏水により、人身、周辺施設等に障害を及ぼさないものとする。			
49	23								(カ) トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとする。			
50	24					エ	調整池		小鹿第二発電所の設備である三朝調整池について、以下の要求事項に従い整備すること。			
51	24								(ア) 小鹿第二発電所の安定的な発電の上で必要な改修又は補修を行うこと。			

No	頁	要求水準書							提案書			
		大項目	中項目	小項目	細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考
52	24								(イ) 形式、構造等を変更する場合は、県と十分な協議を行い、承諾を得ること。			
53	24					オ	調圧水槽		調圧水槽は、導水路末端に位置し、水車の急停止等により発生する圧力変動を抑制し、水量の補給・吸収を行う機能を有する。 調圧水槽について、以下の要求事項に従い整備すること。			
54	24								(ア) 再整備業務対象施設の安定的な発電の上で必要な改修又は補修を行うこと。			
55	24								(イ) 使用水量を安定して通水可能な構造とするとともに、使用機器、運転状況に応じた圧力変動を確実に抑制可能な構造とすること。			
56	24								(ウ) 水位の変動による構造物上部からの溢水が生じないよう十分な高さを確保すること。			
57	24					カ	水圧管路		水圧管路は、調圧水槽から発電所へ水を導水する圧力隧道、導水管、導水管が布設された隧道、導水管を固定する固定台・支台及びこれらに付属する設備から構成される。以下の要求事項に従い整備すること。			
58	24								(ア) FIT制度の新設区分の適用が可能な更新を行うこと。特に、水圧鉄管については、FIT制度における新設区分の事業計画認定の条件として全線更新が必要であることに留意して行うこと。			
59	24								(イ) 既存の基礎（固定台、小支台他）を流用する場合は、劣化箇所を完全に除去するとともに、法令、技術基準を遵守し、確実な安定性を確保すること。			
60	24								(ウ) 最大使用水量を安定して通水可能な構造とするとともに、水圧管内に生じる最大上昇圧力に十分耐えうる構造を確保すること。			
61	24								(エ) 管胴本体は、危険な漏水が無く、振動、座屈及び腐食に対し安全であること。			
62	24								(オ) 固定台は、管胴本体を確実に固定し、作用する荷重に対し安定であること。			
63	24								(カ) 支台は、作用する荷重に対し安定であり、支承部は管胴本体の伸縮の際に管胴本体が安全かつ円滑に移動できる構造であること。			
64	24					キ	発電所基礎・建屋		発電所基礎・建屋は、水車・発電機、制御機器等を格納する設備である。以下の要求事項に従い整備すること。			
65	25								(ア) 発電所建屋については、開示資料等を参考に耐震性能が確保可能な建物に更新、改修又は建替を行うこと。			
66	25								(イ) 発電所基礎・建屋は、新たに設置される電気設備の維持管理を考慮し、配置すること。			
67	25								(ウ) 発電所基礎は、新たに設置される電気設備から作用する荷重に十分耐えうる構造とすること。			
68	25								(エ) 発電所建屋の内外装については、長期の安定的、安全な運用を可能とするため、劣化、不具合箇所を改修すること。			
69	25								(オ) 建替を行う場合は、関係法令、技術基準等を遵守の上、適切な提案を県へ行い、県の承諾を得ること。			
70	25					ク	放水路・放水口		放水路・放水口は、発電後の水を河川又は下流発電所へ導水・放流する設備である。以下の要求事項に従い整備すること。			
71	25								(ア) 再整備業務対象施設の安定的な運営を行う上で、必要な改修又は補修を行うこと。			
72	25								(イ) 取水量を安定して通水可能な形状、構造、強度を確保すること。			
73	25								(ウ) 設置されるゲート類は、水密性を有し開閉が容易かつ確実であること。また、ゲート扉体は、開閉の際、危険な振動が無く、座屈しない構造で、扉体に作用する荷重を構造物に安全に伝達可能な構造とすること。			
74	25								(エ) トンネル等の崩落により、発電に影響を与えないものとする。			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				要求水準	提案書		
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4		様式	該当頁	備考
75	25				② 電気・機械設備				FIT制度の新設区分の適用が可能な整備を行うこと。特に、電気・機械設備については、FIT制度における新設区分の事業計画認定の条件として全更新が必要であることに留意して行うこと。 県は、国内の技術基準と同等の技術基準に基づき製造された製品を使用することを条件に、海外製品の使用を認める。事業者は、海外製品を使用する場合、県の承諾を得ること。海外製品の使用に伴ういかなるリスクも事業者が負担すること。 また、電気・機械設備の更新に当たっては、発電所外に鉱油類が流出しない設備とすること。			
76	25					ア 水車			水車は、補機等の付属設備を含め、以下の要求事項に従い、更新すること。			
77	26								(ア)水車形式は、事業者の提案によるものとし、変更の有無に関わらず県の承諾を得ること。			
78	26								(イ) 水利使用規則に適合した発電が可能なものとする。			
79	26								(ウ) 主要構造を構成する部材には、JIS規格品又はJIS相当の材料を使用すること。			
80	26								(エ) 負荷遮断による応力並びに経年使用による金属疲労、摩耗及び腐食などに対し、設備が損壊しない強度を確保すること。			
81	26					イ 発電機			発電機は、補機等の付属設備を含め、以下の要求事項に従い、更新すること。			
82	26								(ア) 発電機形式は、事業者の提案によるものとし、県の承諾を得ること。			
83	26								(イ) 一般送配電事業者が指定する力率を考慮した容量とすること。			
84	26								(ウ) 周波数は60Hzとすること。			
85	26								(エ) 主要構造を構成する部材には、JIS規格品又はJIS相当の材料を使用すること。			
86	26								(オ) 負荷遮断並びに短絡などによる応力及び経年使用による金属疲労などに対し、設備が損壊しない強度を確保すること。			
87	26					ウ 主要変圧器			主要変圧器は、発電機で発生した電気の電圧を送電線の電圧に変換するための設備であり、変圧器を運転するための付属設備を含む。以下の要求事項に従い、更新すること。			
88	26								(ア) 形式、容量は、事業者の提案によるものとし、県の承諾を得ること。			
89	26								(イ) 2次側(系統側)電圧は66kVとする。			
90	26								(ウ) 送電線への落雷による雷サージ及び開閉器の開閉サージに対し、十分な絶縁強度を有すること。			
91	26								(エ) 変圧器のタンク等が、内部短絡等による変圧器の内部圧力上昇に対し、十分な強度を有すること。			
92	26					エ 制御・保護装置			制御・保護装置のうち、制御装置は水車・発電機の始動・停止、電圧・出力の調整及び遮断器等の開閉を制御するための設備であり、保護装置は電気事故時の波及拡大を防止するための設備である。以下の要求事項に従い、更新すること。			
93	26								(ア) 制御装置は、一人制御方式により、水車・発電機の始動・停止及び電圧・出力の調整を行える設備とすること。			
94	26								(イ) 保護装置は、発電所内部の事故が系統へ波及しない設備とすること。			
95	27								(ウ) 送電線停電時に、事業者が停電した発電所に到着するまでの間、制御電源を確保可能な設備とすること。			
96	27					オ 主回路機器他			主回路機器他は、遮断器等の開閉器、アレスタ、母線、計器用変圧器等の設備である。以下の要求事項に従い、更新すること。			
97	27								(ア) 雷サージ及び開閉サージによる設備破損が生じないように、必要な箇所にアレスタ等を設置すること。			

74

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書			
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考
98	27								(イ) 電力系統への事故の波及及び損傷設備の拡大を防止するため、必要な箇所に遮断器を設置すること。			
99	27			(2) 更新、改修、又は補修等が必要な施設等に関する要求事項	① 小鹿第一発電所	ア 中津ダム管理棟			中津ダム管理棟は、中津ダムの管理のため使用される建築物で、既設管理棟の南側に造成された用地に新設すること。 事業者は、中津ダム管理棟について、表-16に示す県において実施した実施設計に基づき整備を行うこと。ただし、県は、この実施設計によらない新設計画の事業者提案を妨げない。事業者は、その提案を行う場合は、必要な事項を提案書にまとめ、県と協議の上、県の承諾を得ること。これら変更の検討、県との協議等に要する費用は全て事業者の負担とする。なお、管理棟の位置を変更する場合は、管理棟室内からダム堤体と洪水吐ゲートを観察・監視できるレイアウトとすること。 中津ダムの管理は、小鹿第一発電所の工事着手日以降、運営権設定までの間は引き続き県が取水設備上部に設置された既設管理棟から行うため、中津ダム管理棟建替期間中も継続して観測等ダム管理業務が継続できるよう整備を計画すること。 中津ダム管理棟は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準のⅡ類以上の耐震性能を確保すること。			
100	28					イ 中津ダム放流警報装置			中津ダム放流警報装置は、ダム放流を行う際に一般に周知するための施設である。以下の要求事項に従い整備すること。			
101	28								(ア) 放流警報装置を無線化し、更新すること。			
102	28								(イ) 中国総合通信局に無線局免許申請書類の作成及び手続きを行い、免許を取得すること。			
103	28								(ウ) 電源引き込み工事に係る電力会社への書類作成、申請、手続きを行うこと。			
104	28								事業者は、中津ダム放流警報装置について、表-17に示す県において実施した基本設計及び実施設計に基づき整備を計画すること。なお、放流警報装置を既設電柱等に添架する場合、あるいは新規に専用柱等を設置する場合の手続きは県が行うので、申請等に必要な資料の作成は事業者が行い、県の承諾を得ること。 ただし、県は、これら基本設計及び実施設計によらない整備計画の事業者提案を妨げない。事業者は、その提案を行う場合は、以下の事項を考慮のうえ、必要な事項を提案書にまとめ、県と協議のうえ、県の承諾を得ること。これら変更の検討、県との協議等に要する費用は全て事業者の負担とする。			
105	28								(エ) 停電等異常時も確実に放流警報装置が機能すること。			
106	28								(オ) 確実に小鹿川流域集落と河川流域に警報が伝わること。対象地区は、中津ダムから三徳川合流部までとする。			
107	29					ウ 取水設備	(ア) 竹田谷川取水設備	a 取水口制水ゲート門柱	ゲート門柱に断面欠損、クラックが生じていることから、ゲート操作を確実なものとするため、コンクリート躯体基部を含め、更新、改修又は補修を行うこと。(写真-1参照)			
108	29					エ 導水路	(ア) 幹線隧道水路橋		小鹿第一発電所取水規程(平成6年6月)第4条第3号に規定するとおり、竹田谷川の放流量調整にあたり同河川の幹線導水路に位置する水路橋のドレーンバルブの操作により必要流量を確保することとなっている。このため、これらの設備の改修を行う場合、この放流が確実に行えるようにすること。			
109	29						(イ) 竹田谷川支線導水路	a 沈砂池上流管理用橋梁	断面欠損、鉄筋の腐食が生じていることから、設備の維持管理の容易さを考慮のうえ、更新、改修又は補修を行うこと。(写真-2参照)			
110	30						(ウ) 菅ヶ谷川支線導水路	a 沈砂池 土砂吐ゲート操作用スラブ	沈砂池土砂吐ゲート操作用コンクリート製スラブに経年劣化が生じていることから、更新、改修又は補修を行うこと。(写真-3参照)			
111	30						(エ) 菅ヶ谷川支線導水路	a 導水路 水路橋下面	取水堰堤から沈砂池までに位置する水路橋の外面下面にコンクリート躯体の断面欠損が生じ、鉄筋が露出し腐食していることから、劣化部を除去するとともに必要な更新、改修又は補修を行うこと。(写真-4参照)			
112	30							b 導水路 立坑直上流水路橋	沈砂池から立坑間の水路橋にコンクリート躯体の断面欠損が生じていることから、劣化部を除去するとともに必要な更新、改修又は補修を行うこと。(写真-5参照)			

No	頁	要求水準書								提案書											
		大項目	中項目	小項目	細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考									
113	31					オ	調圧水槽														
114	31					②	小鹿第二発電所	ア	導水路												
115	31					イ	三朝調整池	(ア)	取水口水位計測塔												
116	32							(イ)	取水口 除塵機支持鋼材												
117	32							(ウ)	取水口 塵芥置き場鋼材												
118	33					③	日野川第一発電所	ア	取水設備	(ア)	表層取水設備										
119	33							イ	発電所建屋												
120	33					④	解体新設対象施設														
121	34		2 調査・設計に関する要求事項	(1) 基本事項		①	長寿命化に対する対策														
122	34					②	その他														
123	34				(2) 調査・設計業務																
124	35					①	業務着手に係る提出書類														



No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書				
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
125	35				② 設計図書等の提出					事業者は、設計業務の完了時に県へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出物に係る様式は、別に定めるところによる。 ・完了届 ・調査・設計に係る成果物 ・委託契約書(写) ・要求性能確認報告書 ・上記書類に係る電子ファイル ・許認可申請図書(水利使用の変更等)			
126	35		3 更新工事に関する要求事項	(1) 基本事項	① 責任施工					再整備業務対象施設の能力及び性能は、すべて事業者の責任により確保すること。また、事業者は要求水準書に記載されていない事項であっても性能水準を確保するために必要な事項は、自らの責任及び負担で実施すること。			
127	35				② 建設副産物等の取扱い					事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)を遵守し、工事期間中発生する建設副産物等を適切に処理、処分又はリサイクルすること。事業者は、更新工事において発生する建設副産物のうち、産業廃棄物となるものについては、適切に処理・処分を行うこと。ただし、本事業の実施により排出される既存施設におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物(同含有使用製品を含む。)でポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき県において処理することとされているものは、県で処理を行う。			
128	36				③ 建設時のユーティリティ					更新工事に必要な電力、上下水道、通信等は、事業者の責任と費用によるものとし、関係機関(電力会社、上下水道・通信事業者等)と契約し、これらを管理すること。また、発動発電機等の仮設物類を設置する場合も、自ら調達し、管理すること。			
129	36			(2) 更新工事開始に伴う要求事項	① 工事の開始					事業者は、設計図書について県の承諾を得た後、更新工事を開始すること。県は、水利使用規則に基づき、河川管理者に変更許可申請を提出し、許可を得てから工事着手届を提出する必要があることから、事業者は、当該手続に係る書類一式を作成するとともに県の手続が完了した後に工事着手すること。 また、再整備業務期間中の再整備対象施設の電気事業法に基づく技術者による工事の監督責任は県にあるので、同法の工事届出等の手続が必要な場合、県がその手続を行うので、事業者は当該手続に係る書類一式を作成し、県に提出するとともに県の手続が完了した後に工事着手すること。			
130	36				② 許認可・届出					事業者は、監督官庁及び関係機関に対して、法令等に従って、更新工事に必要な許認可申請及び届出等(上記①に掲げるもの及び県が河川管理者に対して行うものを除く。)を自らの責任と費用により実施すること。			
131	36				③ 濁水対策					事業者は、各発電所の再整備業務において濁水が発生する業務については、適切に濁水対策を講ずること。なお、河川への濁水流出の恐れのある業務については、その施工時期、工法等を資料にとりまとめ、業務着手前に表-20に示す関連漁業対策協議会(以下「協議会」という。)に県を通じて情報提供を行うとともに、漁業関係者との調整を行うこと。漁業関係者から濁水対策工法等について要望及び指導があった場合は、事業者は漁業関係者及び県と協議を行い、各関係者合意の上、適切な対応を実施すること。また、県から協議会への出席を求められた場合はこれに従うこと。なお、協議会は概ね1回/月程度開催されているが、出席を求められることがあるのは本事業に係る協議案件がある場合のみである(運営維持業務において、濁水が発生する業務がある場合も同様とする。)			
132	37				④ 菅沢ダム管理者との調整					日野川第一発電所については、菅沢ダムの運用及び再整備業務に係る事項等について、ダム管理者及び県と十分な調整を行うとともに、必要な許認可・届出を行うこと。また、県からの許認可・届出が必要な場合は、事業者は書類作成及び手続き等について協力すること。更新工事期間中にダム管理者からダム運用に係る要請があった場合、事業者はダム管理者と調整を行うこと。県にダム管理者から要請があった場合も同様とする。			
133	37				⑤ 小鹿第一発電所、小鹿第二発電所及び日野川第一発電所の引継					再整備業務対象施設は、事業者が工事着手するまでの間は県直営で運営維持を行っているため、事業者は、原則として更新工事着手の6ヶ月前までに工事着手日を確定し、県に報告すること。工事着手日以降は、中津ダム及びそれらに関連する放流警報装置以外の再整備対象設備の一切の管理(小鹿第一発電所及び第二発電所の再整備期間中の三朝調整池の水位運用等の管理を含む。)は事業者が行うこと。事業者は、工事着手日までに自らが管理する施設の一覧を作成し、県の承諾を得ること。なお、再整備対象施設の管理とは、工事期間中の安全管理と設備の養生を行うことをいう。この場合において、不可抗力による場合を除き設備等に被害が生じた場合の手戻り等に要する費用は事業者が負うものとする。			

77

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書				
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
134	37				⑥ 近隣調整及び準備作業					事業者は、県と調整のうえ、着工に先立ち近隣との調整及び準備作業等を十分に行い、工事の円滑な実施と近隣の理解、安全を確保すること。			
135	37				⑦ 工事期間中の仮設ヤードの整備					更新工事期間中は、本事業用地内を現場事務所及び仮設ヤード等として使用することが可能であるが、この場合、事業者は施工計画書にその旨を明らかにすること。また、本事業用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合も同様に施工計画書にその旨を記載するとともに、事業者の責任と費用により用地を確保し、管理すること。			
136	38				⑧ 県の立入り					県は、更新工事中、事業者の施工に関する立入りを実施することができる。事業者は県の求めに応じて、資料の提出又は必要な説明に応じること。			
137	38			(3) 更新工事完了に伴う要求事項	① 試運転の実施					事業者は、各種検査前において、試運転を実施すること。なお、試運転時の売電収入がある場合は、事業者の帰属とすることができる。			
138	38				② 使用前自主検査・使用前自己確認					事業者は、営業運転開始前に、電気主任技術者、ダム水路主任技術者の監理のもと、電気事業法に従い使用前自主検査・使用前自己確認を実施し、各設備及び施設全体としての性能・機能を確認すること。また、検査・確認結果について、その写しを県へ報告すること。			
139	38				③ 河川管理者が行う検査					事業者は、県が、水利使用規則に基づく河川管理者の検査を受けなければならない場合、検査に必要な資料の調製・整理を行い、県の受検に立ち会い、補佐を行うこと。			
140	38				④ 施設設備台帳の整備及び管理					事業者は、対象となる施設について施設設備台帳を整備・保管するとともに、県へ提出すること。なお、様式、部数、項目、内容等については県と協議を行い決定する。			
141	38			(4) 更新工事に伴う提出書類	① 更新工事開始時					更新工事の開始に当たっては開始後速やかに以下の書類を県へ提出すること。なお、提出物に係る様式は別途定めるところによる。 ・ 施工計画書 ・ 工事監理計画書(建築工事の場合) ・ 施工体制台帳、施工体系図 ・ 要求性能確認計画書 ・ 上記書類に係る電子ファイル			
142	39				② 更新工事完了時					事業者は、更新工事の完成に際しては以下の内容を含む竣工図書を作成し、県へ提出し、県の完成検査を受けること。また、全ての竣工図書を保管すること。なお、提出に係る様式は別に定めるところによる。 完成検査において設計図書不整合の場合等、県は事業者に改造指示を行う。事業者は、県との協議により定める期間までに修補を完了させ、再度完成検査を受けること。 ・ 工事完了届 ・ 竣工図 ・ 機器取扱説明書・運転操作に関する説明書及び性能保証書(写) ・ 検査試験成績表(写) ・ 性能試験成績書(写) ・ 施工管理記録(写) ・ 官公庁手続き書類(写) ・ 工事請負契約書(写) ・ 工事記録写真 ・ 施設設備台帳 ・ 要求性能確認報告書 ・ 上記書類に係る電子ファイル			
143	40	VI 運営維持業務に関する要求事項	1 基本事項	(1) 運営維持業務の遂行体制整備						事業者は、運営維持業務開始後に円滑な事業の実施を確保するため、更新工事完了前に業務に必要な人員を確保するとともに遂行体制を構築し、かつ必要な訓練、研修等を行うこと。			
144	40			(2) 関連施設の整備・維持管理	① 監視制御システム					事業者は、以下の要求事項に従い、運営権設定対象施設の監視制御を行うための監視制御システムを整備し維持管理すること。			
145	40					ア	安全性の確保			運営権設定対象施設が事業者以外の第三者に不正に運転操作されないような措置を講じるとともに、停電や災害等で長時間操作不能となることがないように適切な安全対策を講じること。 なお、ダムの遠隔制御機能を整備する場合、その操作のためのシステムの回線は専用回線とすること。また、システムの不具合で予期せぬ洪水吐の操作が行われることがないように安全対策を講じること。			
146	40					イ	常時監視			地震及び災害時に緊急的な停止措置等が講じることができるような常時監視を行うことができるものとする。			

No	頁	要求水準書								提案書			
		大項目	中項目	小項目	細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
147	40					ウ	非常用電源等の整備			停電時等に運営権設定対象施設の監視制御を行えるようにシステムへの電源供給方法や事業者の運営権設定対象施設への到達時間等を考慮し、適切な容量を備える非常用電源又は無停電電源装置を設置すること。			
148	40					エ	情報の公開			中津ダム及び若荷谷ダムのダム水位、運営権設定対象施設の発電量等の情報を県民に随時公開するシステムを整えること。公開はインターネットによる方法を想定しているが、詳細については県と協議の上、整備すること。			
149	40					オ	春米発電所の監視制御システム			県が春米発電所(若荷谷ダムを含む。)に設置した監視制御システムに関わる機器については、事業者が運営維持業務期間中において継続使用しない場合、春米発電所運営維持業務委託契約終了後、事業者の責任と費用負担により撤去すること。			
150	41				②		管理事務所			事業者は、運営権設定対象施設を運営維持するための管理事務所を整備し維持管理すること。管理事務所は、鳥取県内に設置することとし、法令等を遵守し、施設・設備を適切に運営維持することが可能な地域を選定すること。また、確実な事業の管理・運営が可能な施設・設備を整えること。県は、管理事務所について、新設のほか、賃貸、既存施設の買取等を認める。管理事務所の整備に係る用地については、本事業用地外においては事業者が確保し、すべての費用とリスクを事業者で負担すること。なお、本事業用地内に管理事務所、その他運営維持に使用する建物等を設置することを妨げるものではないが、設置条件等については競争的対話において県と協議を行い、県の承諾を得ること。			
151	41			(3) 事業終了時の引継	①		業務終了時の引継業務			事業者は、原則として各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに各運営権設定対象施設の引継計画書をそれぞれ県へ提出すること。また、事業者は、各運営権設定対象施設の運営維持業務終了のそれぞれ1年前までに県に施設の運営維持業務の引き継ぎを開始し、事業終了後に施設の運転・安全に支障が無いよう引継を行うこと。			
152	41				②		業務終了時の状態			事業者は、事業終了時には、事業終了後2年間、通常の管理・運営を行えば本施設を支障無く運転することができる状態を確保すること。			
153	41		2 運営業務	(1) 運転管理業務	①		事業対象施設の運転・操作			事業者は、事業対象施設の仕様、特性、性能、構造、形状、運転方法、操作方法等を熟知し、安全を確認したうえで安定した効率的な運転・操作を行うこと。運転・操作方法及びその手順については、事業者が定める保安規程に基づきほか、詳細なマニュアル等を整備し、これに従い行うこと。			
154	41				②		検査			事業者は、事業期間中、関係法令に従い、届出、許認可申請、自主検査、自己確認、安全管理審査等の必要な手続きをその責任と費用により、遅滞なく適切に実施すること。また、監督官庁及び関係機関から法定検査、立ち入り調査等を求められた場合、その求めに応じること。これら検査等において、不適格事項の指摘や改善等が要求された場合は、事業者の責任と費用により、速やかな対策を県と協議の上で講ずること。河川法に基づき県が受検するダム定期検査等、本事業に関連して県が受検又は実施する検査については、事業者は、必要な資料の作成・提供を県の要求に基づいて実施するとともに検査への立ち会い及び県の補佐を行うこと。			
155	42				③		発電事業の届出及び電力広域的運営推進機関への加入			事業者は、電気事業法に従い、監督官庁へ発電事業の届出を行うとともに、電力広域的運営推進機関に加入すること。事業者は、電力広域的運営推進機関の定款、規約等に従い、供給計画等の各種書類の提出・報告、機関からの指示事項の履行、会費の納入等、会員としての責務を果たすこと。			
156	42				④		非常時の体制構築			事業者は、事故その他非常時の連絡先、連絡経路等を示した掲示を管理事務所内の見やすい場所に設置し、円滑な連絡が行えるようにすること。ここで言う連絡先とは、県、一般送配電事業者、国土交通省、経済産業省、警察署、消防署、労働基準監督署、役場、医療機関等を指す。関係連絡先に変更・修正・追加があった場合は、速やかに掲示を修正すること。			
157	42				⑤		一般送配電事業者との契約、協定等に基づく業務			事業者は、一般送配電事業者と取り交わす契約、協定等に基づき、事業対象施設の運転管理業務を行うこと。また、給電、停電作業等について、一般送配電事業者と十分な協議、調整を行い、業務を実施すること。			
158	42				⑥		気象情報の収集			事業者は、事業対象となる発電所の効率的運用・災害予防を図るため、常にラジオ、テレビ、インターネット、民間の気象情報サービス等を活用して気象予報・気象情報の収集に努めること。			
159	42			(2) 監視業務	①		運転状況の周知			事業者は、事業対象となる発電所について、ダム・取水口の水位・流入量、水車・発電機の稼働状況・稼働予定、所内の各機器の運転・停止等の運転状況を常に把握し、関係職員に周知する体制を整えること。			

No	頁	要求水準書								提案書			
		大項目	中項目	小項目	細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
160	42				② 監視業務の引継					事業者は、毎日の給電状況、一般送配電事業者からの受令事項、その他監視業務に必要な事項を日誌に記録し、当直職員の間継時に相互確認のうえ、確実な引継を行い、監視業務に支障を来さないようにすること。			
161	43			(3) 記録・報告業務	① 記録・報告					事業者は、日常業務、定期報告、停電作業、事故報告、各種試験結果に関する記録を作成し、各種法令、契約で定められる報告を県及び監督官庁、一般送配電事業者へ行うこと。また、これらを報告書としてとりまとめ、県へ報告すること。ここでいう報告書とは、「日報」、「月報」、「年報」、「年間業務報告書」を指す。なお、報告書に記載すべき内容については県と協議のうえ、決定する。また、様式、部数、提出時期等についても同様とする。 なお、河川法に係る記録・報告類はこれまで通り県が監督官庁へ提出することから、事業者は、毎年、表-21に示す書類をとりまとめて1月10日までに県へ提出すること。また、県の求めに応じ、県が監督官庁へ行う協議等に参加し県の支援を行うこと。			
162	43				② 施設設備台帳					事業者は、更新工事で作成・提出した小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、日野川第一発電所の施設設備台帳及び県より引継時に提供される春米発電所の施設設備台帳を適切に保管・管理すること。事業期間中に台帳の記載内容に変更が生じた場合は、適宜変更内容を修正すること。修正を行った場合は、修正の履歴を適切に管理したうえで、県へその内容を報告するとともに、その修正版を県へ提出すること。また、県から求められた場合はいつでも提示できるようにすること。			
163	43				③ 更新投資保全台帳の整備					事業者は、運営維持業務期間を通じ、適宜、設備の更新投資、保全、故障履歴等を記録し、これらをまとめた台帳を整備すること。			
164	44			(4) その他	① 河水利用協議会等への協力					河川水を利用する県と地元関係者等は、春米発電所、小鹿第一発電所、第二発電所及び日野川第一発電所の運転開始以来、「春米発電所河水利用協議会」、「小鹿川河水利用協議会」、「印賀川日野町利水協議会」及び「日野川発電所南町利水協議会」を設置し、河川水の利用について相互に調整を行ってきた。協議会の主体は本事業開始後もこれまで通り県とし、県が協議・調整を行うが、事業者は、県が行う協議会の業務に関して、出席を求められた場合は、県の指示に従うこと。			
165	44				② 関係機関との協議・調整					これまで県は、事業運営に関して各関係機関との調整を行うため、例年、諸会議に出席し、相互調整、協力、情報交換を行ってきた。表-22に主要な諸会議を示す。これら協議・調整はこれまで通り県が行うが、事業者は、県から要請された場合、これら協議会へ参加し、協議に加わること。			
166	44				③ 教育					事業者は、本事業の運営維持業務を遂行するため、関連する職員に対して必要な教育を施すこと。職員への教育には、事業対象施設の運営維持業務、業務実施上の安全確保、事業の運営維持方法等、事業運営に関するすべての事項について実施すること。また、事業者は、これら教育を定期的に実施するシステムを構築し、適切な教育が可能となるよう整備すること。			
167	44				④ 住民対応					事業者は、地域住民等から苦情や要望等が寄せられた場合、速やかに県へ情報提供を行うとともに、事業者の費用と責任により(ただし河川法に係るものは除く。)、迅速、かつ適切に対応を行うこと。対策等が必要な場合は、適切な対策を施すこと。また、県より、状況報告や経緯等の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うとともに、対応が完了した時点で、県へ報告すること。県に寄せられる苦情や要望等については、県は事業者へ通知し、事業者は、同様の対応を行うこと。県は、これら対応について、事業者へ適切な助言、相談、協力を行う。			
168	45		3 維持管理業務	(1) 巡視・点検業務	① 巡視・点検					事業者は、事業対象施設の保安を確保するため、巡視、点検を行うこと。ここでいう「巡視」、「点検」とは以下の通り。  「巡視」:事業対象施設の異常の早期発見のため、主として、目視により外観及び計器表示等を見回り、運転支障を伴わない範囲の軽微な手入れを行うことをいう。 「点検」:事業対象施設の性能、構造及び部品の異常の有無を調査し、必要に応じて工具及び測定機器等を用いて調整、手入れ及び取り替えを行うことをいう。			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書				
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
169	45				② 騒音、振動、排気ガス対策					本事業の実施にあたっては、規制する法令等を守り、周辺環境を損ねることのないようにすること。 騒音、振動に関しては、近隣住民の生活環境保全の観点で支障のないレベルに抑制するとともに、年1回発電所敷地境界で騒音、振動に関する測定を行い、この結果を県へ報告すること。排気ガスの発生源となる焼却施設の設置は認めない。また、非常用電源としてディーゼル発電機を設置する場合は、関係法令による規制に適合する設備の設置のみ認める。 なお、事業者は、上記を守っている場合でも近隣住民から苦情等が寄せられた場合は、「2(4)④住民対応」に従い適切な対応を行うこと。			
170	45			(2) 設備の更新投資・保全	① 設備の更新投資					事業者は、運営維持業務期間中において運営権設定対象施設の長寿命化のため、施設の劣化、不具合等の状況及び予兆を把握し、その結果に基づき更新投資を行うことができる。なお、更新投資とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事等で、資本的支出(使用可能期間の延長又は価格の増加を伴う支出をいう。)又は資産価値の増加を伴うものをいう。事業者は、再整備業務とは別に運営維持業務期間中に更新投資を行う場合、本業務開始時までに更新投資計画書を県へ提出し、県の承諾を得ること。なお、運営権設定対象施設の更新投資を行った場合、更新投資部分の所有権は事業者に帰属するものとする。また、更新投資計画書に記載がないもので更新投資が必要なものは、その都度県と協議し、了解を得たうえで実施すること。			
171	46				② 設備の保全					事業者は、運営維持業務期間中において運営権設定対象施設の長寿命化のため、施設の劣化、不具合等の予兆を事前に把握し、正常で良好な状態を確保するよう保全を行うこと。ここでいう保全とは、運営維持期間中に運営権設定対象施設に生じる劣化、不具合を解消するための工事、作業等で、施設の資産価値の増加を伴わないものをいう。			
172	46			(3) 事故・緊急時対応						事業者は、事故及び緊急時に対応するための諸規程を策定し、これに従った対応を実行すること。諸規程には、事故・緊急時への対応のための組織体制を規定すること。また、その組織が、それら事故が発生した場合に的確に対応できるよう、定期的な訓練を行うこと。人命に関わる事故はもとより、その他社会的な影響力があると認められる事故又は異常事態が発生したときは、速やかに県に報告すること。			
173	46				① 安全確保					事業者は、事故及び緊急事態の発生の恐れがあると認められる場合は、迅速に措置・対応を行い、これら事象の発生防止に努めること。また、これら事象が発生した場合は、第三者への安全確保を最優先に迅速に応急措置を行うとともに、その復旧に努めること。			
174	46				② 監督官庁、関係機関との連絡調整					事業者は、事故及び緊急事態の発生の恐れがあると認められる場合は、諸規程に則り、監督官庁、関係機関への連絡、情報提供を行い、被害抑止のための調整を率先して行うこと。また、事象が収束後、速やかに事後報告を行うこと。			
175	46				③ 県、関係機関等への協力					事業者は、河川内での災害や異常洪水、大規模地震等の発生により、県又は関係機関等から事業対象施設の運転の変更・停止等を要請された場合、県及びその要請者と調整のうえ、迅速に対応すること。また、県にこれら要請がされた場合も同様とする。			
176	47				④ 被災時復旧業務					事業者は、災害や施設の不具合等により、運営権設定対象施設が被災した場合及び運営権設定対象施設の被災により第三者や周辺施設に損害が生じた場合、県へ報告の上、現地の状況確認及び応急措置を行うこと。状況確認及び応急措置に対しては安全確保を優先し、二次被害を防止すること。事業者は、応急措置を完了し、安全を確認した後、被災、損害状況を調査の上、速やかに復旧業務計画書を作成し、県へ報告すること。事業者は、県が復旧業務計画書を確認後、直ちに復旧業務を開始すること。ただし、中津ダム及び若荷谷ダムが被災した場合(ダム堤体と洪水吐ゲートに限る)は、県において復旧計画を作成する。その場合において、県は自ら費用を負担の上、事業者に必要な協力を求めることができるものとする。県は、事業者の復旧業務に対し可能な限りの協力をを行う。			
177	47			(4) 異常気象・災害時等の対応						事業者は、異常気象・災害時等には以下に示す必要な対応を取ること。			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書			
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考
178	47				① 注意体制				事業者は、以下の事象に該当する場合は、注意体制を取ること。 ・鳥取地方気象台から予報区（東部及び中西部）を対象に大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 ・震度3の地震が発生したとき。 注意体制にあたる事象が発生した場合、事業者は管理事務所に待機し、気象情報の収集とダム流入量・水位等を監視するとともに、ダム放流が予想される場合はダム管理棟に待機し、ダム操作機器、警報用サイレン等を点検すること。			
179	47				② 警戒体制				事業者は、以下の事象に該当する場合は、警戒体制を取ること。 ・鳥取地方気象台から予報区（東部及び中西部）を対象に大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報のいずれかが発表されたとき。 ・干代川及び日野川の洪水予報「洪水注意報」以上が発表されたとき。 ・台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 ・震度4以上の地震が発生したとき。 警戒体制にあたる事象が発生した場合、事業者は管理事務所に待機し、気象情報の収集とダム流入量・水位等を監視するとともに、ダム放流を行う場合には、ダム管理棟に常駐し、ダム操作規程に基づく通報、ゲート操作等を行うこと。また、「(8)ダムに関する業務」に記載の通り、河川沿道の巡回業務等を確実に行うこと。 震度3以上の地震が発生した場合は、ダムの点検を行い、速やかに県に報告すること。ダム点検に係る詳細は、開示資料「鳥取県企業局管理ダム 地震発生対応マニュアル」に従うこと。			
180	48				③ その他				上記のほか、大規模な洪水、地震等が発生し、県が非常体制を取る場合は、警戒体制と同水準以上の体制を確保し、必要な情報収集と県からの問い合わせに対応すること。 警戒体制以上の体制が解除となった場合、当該異常気象時の状況についてとりまとめ、県に報告すること。			
181	48			(5) 渇水時の対応					事業者は、河川法第53条の規程に基づき水利使用の調整の協議が行われる場合（同条の規定に準じて調整が行われる場合を含む。）、河川管理者及び県以外の水利使用者と県との協議に協力すること。			
182	48			(6) 安全管理	① 安全管理、防犯				安全管理、防犯業務の対象範囲は、本事業用地内及び管理事務所とする。事業者は、事業対象施設内への関係者以外の立ち入りの防止、不審者の侵入、設備への危害を防止するための必要な安全対策、防犯措置を講じること。また、茗荷谷ダム、中津ダム、ダム管理棟他のダム関連施設については、特に施錠等、十分な防犯対策を行い、第三者の侵入等を防止すること。			
183	48				② 火災予防				事業者は、事業対象施設の火災防止のため、可燃物の取扱及び火元となるものには十分注意し、必要な対策を講ずること。また、定期的な訓練を実施し、職員の火災予防への意識向上に努めること。			
184	48				③ 清掃				事業者は、本施設の機能及び作業環境を良好に保つため、本事業用地内及び管理事務所の清掃を実施すること。			
185	49			(7) その他	① 調達、管理				事業者は、県からの譲渡資産以外の本事業の運営維持業務に必要な機材、資材、器具、車両、燃料、薬品、備品、消耗品、その他物品は自ら調達し、適切に管理すること。県が契約済みの電気、ガス、上下水道、通信等のユーティリティーに係る既往契約について、事業者は契約上の地位を県から承継するのに必要な手続を行うこと。県はこれらの承継に必要な手続について協力する。			
186	49				② 整理整頓、機材整備				事業者は、施設の作業環境を良好に保つため、また、安全確保、作業効率向上の観点から本事業用地内及び管理事務所内の整理整頓・機材整備に努めること。			
187	49				③ 廃棄物処理				運営維持業務において発生する産業廃棄物等は、事業者の責任において適正に処理・処分すること。			
188	49			(8) ダムに関する業務	① 管理主任技術者の配置				事業者は、河川法第50条に定めるところにより、中津ダム及び茗荷谷ダムに必要な管理主任技術者を配置し、その配置した技術者を県に報告すること。 なお、県は、事業者の報告に基づき、同条第2項の規定に基づき、河川管理者にその者を管理主任技術者として届出を行うことから、管理主任技術者を変更した場合も県にその旨を報告すること。			

No	頁	要求水準書								提案書			
		大項目	中項目	小項目	細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
189	49				② 県のダム操作規程に基づく業務					事業者は、ダム操作規程に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムの管理等を行うこと。 なお、中津ダム及び茗荷谷ダムの操作を行う場合は、ダムの存する現地において行い、関係機関の了承を得た場合を除き放流中はダム管理棟に職員を常駐させること。 ダム放流を行う際には「鳥取県企業局異常気象・災害時の待機業務」マニュアルの「茗荷谷ダム・中津ダム ダム放流に関する情報様式」により「茗荷谷ダム・中津ダム ダム洪水時の通報関係機関」宛にファクシミリで通知を行つとともに、電話で着信確認を行うこと。			
190	50				③ 放流の際の巡回業務					事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムの放流を行う場合、ダム操作規程第15条の放流の際の一般の周知にあたり、同条第1項の区間の河川の沿道を車両で巡回し、放流を行う旨を車両に搭載した拡声器で周知するとともに、警報装置の鳴動確認を行うこと。また、河川内への立ち入り者を確認した場合は、避難を呼びかけること。			
191	50				④ 洪水警戒時から洪水処理時までの体制の整備					事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、ダム操作規程第5条及び第6条に定める洪水警戒時及び洪水処理時には、ダムの操作及び放流に対する周知に必要な人員をダムに配置すること。			
192	50				⑤ 河川法第52条の洪水調節のための河川管理者からの指示への対応					事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、河川法第52条に基づき、河川管理者から県に対して指示がなされた場合、県の指示に基づき、ダムの操作等必要な措置をとること。			
193	50				⑥ 中津ダム運用計画の策定					事業者は、中津ダムに関して、計画的かつ効率的な運用を図るため、毎年度の1月末までに、翌年度のダム運用計画を策定し、県へ提出すること。出水期のダム水位運用等について、急激な流入量の増加に伴う放流を避けるために、通常時の運用水位について県から指示があった場合はこれに従うこと。この場合、ダム運用計画の見直しを行い、県へ提出すること。			
194	50				⑦ ダムの健全性確保に関する業務					事業者は、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、ダム貯水池内の堆砂の蓄積等により、ダムの健全性が失われることがないよう、事業者が策定する諸規程に則り点検、測量等を実施し、毎年度終了後1月以内にその点検結果を県に報告すること。 県は、この点検結果又は河川管理者の指示に基づき、中津ダム及び茗荷谷ダムに関して、土砂の堆積によりダムの安全性に支障がある又は支障が生じる恐れがあると判断した場合において事業者に貯水池内の浚渫を行うことを求めることがある。事業者は県の求めに応じ、必要な施工方法、費用、工期等を検討し、県と協議の上、合意した場合は、速やかに浚渫を実施すること。この場合、浚渫に係る費用は県が負担する。なお、県は、事業者自らの判断と費用負担により浚渫を行うことを認める。この場合、事業者は、浚渫が必要となる理由、その原因、施工方法、工期等を県に対し説明すること。			
195	51				⑧ 洪水期の貯水池水位について					中津ダム、茗荷谷ダムは発電専用ダムであるため、貯水池内に洪水調整容量が確保されていない。一方で、県は、洪水期の出水に対して下流域への被害防止の観点から、大規模な降雨が予想される場合は、事前に発電により貯水池内の水位低下を行う運用を実施している。事業者は、近年の異常降雨を考慮のうえ、最新の気象情報に注意を払うとともに、事前に水位を低下させた貯水池運用を行う等、被害防止に努めること。			
196	51			(9) 三朝調整池に関する業務						小鹿第二発電所の三朝調整池は、越流に対応した余水吐を有するものの、下流の小河川に放流する構造であり、周辺は住宅街であることから、安全を確保する観点で余水吐の使用は真にやむを得ない場合に限られる。このため、事業者は、三朝調整池余水吐から越流しないよう小鹿第二発電所の運転を行うこと。			
197	51			(10) 菅沢ダムに関する業務						日野川第一発電所が取水する菅沢ダムは、国土交通省中国地方整備局が所管する多目的ダムであり、管理・運営は日野川河川事務所が実施する。一方、洪水時を除く平時の貯水池水位は日野川第一発電所の運転により変動することから、事業者は、貯水池水位を考慮のうえ、運転することが求められる。県は、事業者に以下の事項を求める。			

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				提案書				
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4	要求水準	様式	該当頁	備考	
198	51				① 洪水制限水位、管理水位の遵守					事業者は、原則として、表-23に示す日野川第一発電所取水規程第5条に示される菅沢ダム貯水池の洪水制限水位を遵守した取水を行うこと。  一方、ダム管理者は、治水能力の強化の観点から県と協議を行い、「菅沢ダムにおける管理水位による運用に関する確認書」(以下「確認書」という。)を交わし、一部期間の洪水制限水位を下げた運用を現在行っている。(以下、確認書にて同意された水位を「管理水位」という。)平成30年度における確認書で同意された管理水位と実施期間は表-24の通りである。  事業者は、確認書に基づき、洪水制限水位と同様に管理水位に関しても遵守した取水を行うこと。なお、管理水位については、例年、県とダム管理者による協議で合意されることから、事業者は、合意に基づいた取水運用を行うこと。			
199	52				② 農工業用水確保水位、修正農工業用水確保水位					事業者は、原則として、日野川第一発電所取水規程第5条に示される下表-25に掲げる基準日の水位を結んだ農工業用水確保水位を確保すること。  一方、県は、ダム管理者と協議を行ったうえで、貯水池の効率的運用、流水の有効利用の観点から、農工業用水確保水位を修正し取水運用を行っている。(以下修正した水位を「修正農工業用水確保水位」という。)平成30年度における修正農工業用水確保水位は表-26の通りである。  事業者は、取水の運用において、修正農工業用水確保水位を確保すること。なお、修正農工業用水確保水位については、管理水位と同様に県とダム管理者の協議により合意されることから、事業者は、この合意に基づいた取水運用を行うこと。			
200	53				③ 菅沢ダム運用計画の策定と遵守					事業者は、毎年1月末までに管理水位及び修正農工業用水確保水位等を勘案のうえ、翌年度の菅沢ダムの運用計画(以下「菅沢ダム運用計画」という。)を策定し、県へ提出すること。県及びダム管理者は、翌年度の菅沢ダム貯水池に関する運用会議を年度末に開催することから、事業者はこれに参加し、菅沢ダム運用計画について、協議・調整を行うこと。事業者は、運用会議にて合意された菅沢ダム運用計画及び運用会議での決定事項を遵守したうえで、下流の既得水利に影響を与えないよう発電を行うこと。			
201	53				④ ダム管理者及び県からの要請に対する対応					事業者は、渇水時及び異常気象・災害時に、ダム管理者及び県と緊密な連絡を行い、ダム管理者及び県からの要請に従うこと。また、ダム管理者から貯水池の効率的運用を目的とした発電や渇水時に下流利水者への水を確保するための発電等の要請について適切に対応すること。			
202	53				⑤ 取水の制限について					ダムの管理者は、洪水時等において水利使用規則第4条第2項に基づき、日野川第一発電所の小原川導水路からの取水を制限する等の措置を県に求めることがある。県は、この指示に従い、事業者へ取水の制限を指示することから、事業者はこの指示に従うこと。この指示により生じる如何なるリスクも事業者が負担すること。			
203	53			(11) 日野川第一発電所の運転について						日野川第一発電所の発電放流水は、現在、菅沢ダム貯水池下層からの取水のため、低水温となり、魚類への影響が懸念されている。事業者は、低水温影響を軽減するため、4月～7月の期間において、貯水池の運用計画を考慮した上で、2.0m <sup>3</sup> /s、24時間運転(低使用水量・長時間運転)を基本とした運転を行うこと。ただし、この運用によらないことについて関係者の合意が得られた場合はこの限りではない。また、渇水時等下流への流量確保が必要な場合は、渇水調整会議での合意事項を優先すること。  なお、この運用は、低水温対策としてだけでなく、日野川の入漁者の安全確保、農業用水の確保の観点から河川管理者の求めに応じて実施している側面があるのでこの点も留意すること。			
204	54	VII 統括マネジメント業務	1 基本事項							統括マネジメント業務とは、本事業を円滑かつ安定的に遂行するために、特別目的会社(以下、「SPC」という。)たる事業者自身が実施する業務をいい、プロジェクトマネジメント業務及び経営管理業務から構成されるものとする。 プロジェクトマネジメント業務とは、適切な人員配置、実施体制の構築のうえ、セルフモニタリングを適切に実施すること等、事業を確実に推進するための措置を講じるとともに、スケジュール管理、会議体運営、提出物の管理等を通じて、事業の安定的かつ円滑な進捗に寄与するために実施する業務である。 経営管理業務とは、財務その他SPCの経営に関連する書類の作成及びこれを踏まえた事業実施を通じて、長期に渡る事業を安定的かつ円滑に推進するために実施する業務である。			
205	54		2 プロジェクトマネジメント業務	(1) 人員の配置	① 事業統括責任者の配置					事業者は、本事業全体を統括する責任者として、事業統括責任者を配置すること。事業統括責任者は、実務面における責任者としての役割を担うものとし、県との窓口、事業者内部のマネジメント、事業に関連する民間事業者全てをとりまとめ等、事業を確実に推進させるためのマネジメントを実施するものとする。			



No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				要求水準	提案書	
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4		様式	該当頁
206	54				② 其他人員の配置				事業者は、事業統括責任者を補佐する、技術、財務等の専門家を、その役割を明確化したうえで、必要に応じて適切に配置すること。事業統括責任者のほか、これら専門家により、事業を確実に推進させること。		
207	54			(2) 実施体制の構築					事業者は、事業統括責任者、その其他人員の適切な配置により、事業者内部の体制を構築すること。また、SPCと直接的な契約関係にある企業との役割、業務分担等を明らかにしたうえで、適切なリスク分担を行い、事業を確実に推進するための体制を構築すること。 事業者は、自身の社内に配置している人員及びSPCと直接的な契約関係にある企業のうち主要な企業との関係性を明らかにした実施体制図を作成し、特定事業契約締結後速やかに県に提出すること。また、実施体制に変更があった場合は、その都度変更後の実施体制を提出すること。		
208	55			(3) セルフモニタリングの実施					事業者は、自身が実施する再整備業務及び運営維持業務が、要求水準を充足し、適切な水準で業務が履行されるための各種対応策である、セルフモニタリングを実施すること。セルフモニタリングの詳細は、モニタリング基本計画書において示す。		
209	55			(4) スケジュール管理					事業者は、事業開始から事業終了までの長期スケジュール、毎年度のスケジュール等、自身が必要と考えるスケジュールを適宜作成し、それを適切に管理することで、事業を安定的かつ円滑に進捗させること。なお、スケジュールを作成又は変更した場合は、その都度、当該スケジュールを県に提出すること。		
210	55			(5) 年度報告書の作成					事業者は、毎年度、本事業(任意事業を含む。)の中で発生した当該年度の主要な事項をとりまとめた年度報告書を作成し、県に提出すること。		
211	55			(6) 会議体の運営	① 株主総会				事業者は、法令の定め及び自ら必要と認めた場合、株主総会を開催するものとし、株主総会(臨時株主総会を含む。)の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。		
212	55				② 取締役会				事業者は、法令の定め及び自ら必要と認めた場合、取締役会を開催することとし、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。		
213	55				③ その他の会議体				事業者は、事業を円滑かつ安定的に推進するために自らが必要と判断した場合、県を始めとした事業に関わる関係者が参加する会議体を設置することができる。		
214	55			(7) 提出物の管理					事業者は、本要求水準、特定実施契約のほか、本事業において事業者が県に対して提出するとされている提出物の控えを適切に管理すること。 事業者は、提出物の業務を適切に管理のため、提出物の提出期限、提出の状況が把握できる一覧表を作成し、これを県と共有のうえ、提出物の円滑な提出に努めること。		
215	56		3 経営管理業務	(1) 計算書類等の作成					事業者は、定時株主総会の開催後に、下記に掲げる計算書類等を県に提出すること。なお、事業者の決算期は毎年3月31日とする。 ① 会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に定める計算書類(会計監査人による監査済計算書類) ② 会社法第435条第2項に定める事業報告 ③ 事業者が会社法第2条第5号に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第119条から第124条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条に係る事項 ④ 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報(セグメント情報の開示に関する会計基準(企業会計基準第17号)及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第20号)に準拠して作成したもの) ⑤ キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準(企業会計審議会)及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針(会計制度委員会報告第8号)に準拠して作成したもの)		

【様式11-2】要求水準等に関する確認項目一覧表（A4判横）

No	頁	大項目	中項目	小項目	要求水準書				要求水準	提案書		
					細目-1	細目-2	細目-3	細目-4		様式	該当頁	備考
216	56			(2) 長期収支計画					事業者は、事業開始から事業終了までの期間を対象とした長期的な収支計画（以下「長期収支計画」という。）を作成し、計算書類の提出と同時に、県に提出すること。毎年度収支の実績を反映するとともに、かかる実績を踏まえ、将来的な収支の予想も適宜見直すものとする。なお、長期収支計画に記載する項目等、内容の詳細については、事業者と県の協議により定めるものとする。 ただし、事業者が、事業者に融資を行う金融機関と事業者の契約に基づき、同様の収支計画を金融機関に提出する場合は、当該収支計画の提出に代替することを認めるものとし、金融機関に当該収支計画を提出する都度、県にも提出するものとする。この場合、当該収支計画の作成に際し、その項目等、内容の詳細について、県の意向を十分に反映させること。			
217	56			(3) 定款の写しの提出					事業者は、自らの定款の写しを、特定事業契約の締結後に提出すること。また、定款に変更があった場合、その都度変更後の定款を提出すること。			
218	57			(4) 株主名簿の写しの提出					事業者は、自らの株主名簿の写しを、特定事業契約の締結後に提出すること。また、株主名簿に変更があった場合、その都度変更後の株主名簿を提出すること。			
219	57			(5) 事業者が締結する契約等の管理	① 契約等の一覧表				事業者は、本事業に関連して、県以外を相手方として自らが締結し、又は締結する予定の契約等の一覧表を、特定事業契約の締結後に県に提出すること。また、当該一覧表の内容に変更が生じた場合は、変更後の一覧表を県に提出すること。			
220	57				② 契約書等の写し				事業者は、県以外の者を相手方として契約等を締結した場合、契約締結後に、当該契約書等の写しを県に提出すること。契約等を変更した場合も同様とする。 ただし、県及び事業者が予め協議のうえ、事業者の経営に影響が少ないため提出が不要とされた契約等についてはこの限りではない。			

注) 提案書の「該当頁」の列には要求水準書を満たしていることを明確に確認できる提案書の頁数を記入すること。該当頁が複数場合はそれぞれ記載すること。  
 注) 提案書に要求水準書を満たしていることが明確に確認できる箇所がない場合、「備考」の列に「要求水準書のとおり」と記載すること。  
 注) 提出に当たっては、この記入要領を削除して提出すること。



第二次審査書類 提案審査書類

【様式B・C・D・E・F】第二次審査 提案審査書類 表紙

登録受付記号

**【様式B-1】事業全体方針****【様式B-1】事業全体方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×2頁）

- ・事業方針、コンセプト

**【様式B-2-1】事業実施体制、職員の配置方針****【様式B-2-1】事業実施体制、職員の配置方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×5頁）

- ・事業実施体制（有資格者等の主要な職員を含む）
- ・コンソーシアム構成員をはじめ、事業者に関わる企業の概要とその役割（出資比率、議決権比率を含む）
- ・本事業に関わる職員の配置方針
- ・本事業に関わる職員が有する資格とその経歴
- ・セルフモニタリングの方法・内容及びモニタリング実施計画書の概要

※事業に関わる企業からの関心表明又はそれに類する書類の写し及び株主間協定書を取得している場合は、その写しを添付することができる。

## 【様式B-2-2】職員の職歴書①（電気主任技術者）

## 【様式B-2-2】職員の職歴書①（電気主任技術者）

本事業に関わる職員が有する資格とその経歴について記載すること。（頁数は任意とする。）  
 具体的な職員が未定の場合は、具体的な措置・今後の対策内容を記載すること。（この場合、以下の表書式への記入は不要とする。）

配置予定の電気主任技術者の 氏名			
予定する業務 （複数の電気主任技術者を配 置する場合、上記の者の分担 業務を記載すること）			
所有する資格	第 種 電気主任技術者		
免許番号		免許の取得日	
上記の者と雇用関係にある企 業名			
主 な 業 務 経 歴	施設名		
	所有者		
	役割		
	業務時期・期間		
	施設の概要		

※業務経歴が複数ある場合は同じ書式のを適宜追加すること。

※電気主任技術者の資格取得前に設備の工事・保安等を実施した経歴がある場合はそれらも主な業務経歴に記載すること。

## 【様式B-2-2】職員の職歴書②（ダム水路主任技術者）

## 【様式B-2-2】職員の職歴書②（ダム水路主任技術者）

本事業に関わる職員が有する資格とその経歴について記載すること。（頁数は任意とする。）  
 具体的な職員が未定の場合は、具体的な措置・今後の対策内容を記載すること。（この場合、以下の表書式への記入は不要とする。）

配置予定のダム水路主任技術者の氏名			
予定する業務 （複数のダム水路主任技術者を配置する場合、上記の者の分担業務を記載すること）			
所有する資格		第 種 ダム水路主任技術者	
免許番号		免許の取得日	
上記の者と雇用関係にある企業名			
主な業務経歴	施設名		
	所有者		
	役割		
	業務時期・期間		
	施設の概要		

※業務経歴が複数ある場合は同じ書式のもを適宜追加すること。

## 【様式B-2-2】職員の職歴書③（ダム管理主任技術者）

## 【様式B-2-2】職員の職歴書③（ダム管理主任技術者）

本事業に関わる職員が有する資格とその経歴について記載すること。（頁数は任意とする。）  
 具体的な職員が未定の場合は、具体的な措置・今後の対策内容を記載すること。（この場合、以下の表書式への記入は不要とする。）

配置予定のダム管理主任技術者の氏名		
予定する業務 （複数のダム管理主任技術者を配置する場合、上記の者の分担業務を記載すること）		
上記の者と雇用関係にある企業名		
ダム管理技術者に関する資格		学歴・所有する資格※1 を記載すること
主な業務経歴※2	施設名	
	所有者	
	役割	
	業務時期・期間	
	施設の概要	

※業務経歴が複数ある場合は同じ書式のを適宜追加すること。  
 ※1 ダム管理技士試験の合格、ダム管理主任技術者研修の修了を含む。  
 ※2 ダム又は河川の管理に関するもの。



## 【様式B-2-3】人員体制

## 【様式B-2-3】人員体制

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×1頁）

- ・事業実施の人員体制

## ■人員体制

就労形態	内訳	人数	備考
正社員(職員)			
	ダム管理主任技術者		
	電気主任技術者		
	ダム水路管理主任技術者		
	運転作業員		
	事務員		
	その他		
臨時社員(職員)			
その他			

※就労形態やその内訳において行が不足する場合は適宜追加すること。

※電気主任技術者、ダム水路管理主任技術者、ダム管理主任技術者の具体的な配置体制を記載すること。

※電気主任技術者、ダム水路管理主任技術者、ダム管理主任技術者と職員が重複する場合は、備考欄にその旨を記載し、職員数と各主任技術者数がそれぞれ区別できるように記載すること。

## 【様式B-3-1】収支計画及びリスク対応方策

## 【様式B-3-1】収支計画及びリスク対応方策

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：様式B-3-1、B-3-2でA4×5頁）

- ・収支計画の主要なポイント
- ・資金の拠出者、資金の拠出方法等、資金調達スキーム
- ・資金調達の時期とこれに至るまでのプロセス（県が協力すべき事項を含む）
- ・事業者の経営に多大な影響を与える可能性のあるリスク
- ・リスク対応策（保険の付保等を含む。）
- ・事業継続のための方策
- ・基本契約第43条5項2号（不可抗力）における事業者の負担上限金額を提案すること。なお、運営権設定対象施設毎に提案金額が異なる場合は、下表を調整して記載すること。

対象土木構造物	事業者による 一会計年度中の負担上限額 (一発電所あたり)	事業者による 一事故あたりの負担上限金額 (一発電所あたり)
茗荷谷ダム又は中津ダム (ダム堤体及び洪水吐き ゲートに限る。)	●円 (※1)	●円 (※1)
その他の土木構造物	●円 (※2)	●円 (※3)

※1 下限値：0円

※2 下限値：2億円

※3 下限値：1億円

## 【様式B-3-2】資金調達計画

## 【様式B-3-2】資金調達計画

次の点を含めて記載すること。

- ・事業者が調達する資金について、種別（優先ローン、議決権株式の発行等）ごとの、自己資本・外部借入等の別、種別、資金調達先の企業名称、借入期間、返済時期、利率・リターン水準等の詳細
- ・融資組成関連（アップフロント費、エージェンツ費、アドバイザー費）、融資確約の有無、関心表面の有無を記入すること。

※1 必要に応じて、本様式の枚数を増やして記入すること。

※2 金融機関等から融資確約、関心表明又はそれに類する書類を取得している場合は、その写しを添付すること。

- ・具体的な収支計画について別途提供するMicrosoft EXCELに記入して提出すること。

事業計画（損益計算書）	様式B-3-3	（A3×4頁以内）
収入内訳	様式B-3-3-①	（A3×2頁以内）
再整備業務費内訳	様式B-3-3-②	（A4×4頁）
再整備業務費内訳補足	様式B-3-3-②補足	（A4×1頁）
運営維持業務等費用内訳	様式B-3-3-③	（A3×4頁以内）
事業計画（キャッシュ・フロー計算書）	様式B-3-4	（A3×4頁以内）
事業計画（貸借対照表）	様式B-3-5	（A3×4頁以内）







【様式B-3-3-①】収入内訳 (A3判横)

下表において(小一)：小鹿第一発電所、(小二)：小鹿第二発電所、(春米)：春米発電所、(日野)：日野川第一発電所を表します。

会計年度(期)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	...
会計年度(※注1)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	
売電量(小一)(kWh)																										
売電単価(小一)(円/kWh)																										
小鹿第一発電所売電収入(単位:千円)																										
売電量(小二)(kWh)																										
売電単価(小二)(円/kWh)																										
小鹿第二発電所売電収入(単位:千円)																										
売電量(春米)(kWh)																										
売電単価(春米)(円/kWh)																										
春米発電所売電収入(単位:千円)																										
売電量(日野)(kWh)																										
売電単価(日野)(円/kWh)																										
日野川第一発電所売電収入(単位:千円)																										
売電収入																										

(※注1)会計年度は適宜追加ください。ただし、オプション延長の期間は含まないものとします。  
 (※注2)任意事業の実施による収入が見込める場合は、売電収入とは別途任意事業による収入欄(行)を適宜追加ください。  
 (※注3)科目は適宜加除修正いただいて構いません。  
 (※注4)最大頁数はA3×2頁とします。





【様式B-3-3-②】再整備業務費内訳

■小鹿第一発電所

(単位:千円 消費税抜き)

科目	細目	数量	単位	金額	備考
<b>I 運営権設定対象施設</b>					
1. 解体撤去費					
(1)ダム					
(2)導水路					
(3)水圧管路					
(4)電気関係					
(5)その他					
2. 建物関係					
3. 土木関係					
(1)水路	取水ダム				
	取水口				
	沈砂池				
	導水路				
	調圧水槽				
	水圧管路				
	放水路				
	放水口				
	雑工事費				
(2)貯水池又は調整池					
(3)機械装置	基礎				
	諸装置				
4. 電気関係					
5. 仮設備					
6. 小計					
7. 総係費					=[6. 小計]*●%
8. 分担関連費					
9. 送配電設備費					
<b>II その他</b>					
1. 設計監理費					
(1)設計費					
(2)監理費					
2. 保険料(再整備業務に係る分)					
<b>合計</b>					

(※注1)発電所毎に各1頁作成ください。

(※注2)共通費用がある場合は、按分の考え方を示した上で別途エクセルシート(様式自由・様式番号を様式B-3-3-⑤と記載すること)を作成してください。

(※注3)科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。

(※注4)「分担関連費」には、現場以外で発生する関連経費を計上してください。

登録受付記号	
通し番号	／●

【様式B-3-3-②】再整備業務費内訳

■小鹿第二発電所

(単位:千円 消費税抜き)

科目	細目	数量	単位	金額	備考
<b>I 運営権設定対象施設</b>					
1. 解体撤去費					
	(1)ダム				
	(2)導水路				
	(3)水圧管路				
	(4)電気関係				
	(5)その他				
2. 建物関係					
3. 土木関係					
(1)水路	取水ダム				
	取水口				
	沈砂池				
	導水路				
	調圧水槽				
	水圧管路				
	放水路				
	放水口				
	雑工事費				
(2)貯水池又は調整池					
(3)機械装置	基礎				
	諸装置				
4. 電気関係					
5. 仮設設備					
6. 小計					
7. 総係費					=[6. 小計]*●%
8. 分担関連費					
9. 送配電設備費					
<b>II その他</b>					
1. 設計監理費					
	(1)設計費				
	(2)監理費				
2. 保険料(再整備業務に係る分)					
<b>合計</b>					

- (※注1) 発電所毎に各1頁作成ください。  
(※注2) 共通費用がある場合は、按分の考え方を示した上で別途エクセルシート(様式自由・様式番号を様式B-3-3-⑤と記載すること)を作成してください。  
(※注3) 科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。  
(※注4) 「分担関連費」には、現場以外で発生する関連経費を計上してください。

登録受付記号	
通し番号	／●

【様式B-3-3-②】再整備業務費内訳

■日野川第一発電所

(単位:千円 消費税抜き)

科目	細目	数量	単位	金額	備考
<b>I 運営権設定対象施設</b>					
1. 解体撤去費					
	(1)ダム				
	(2)導水路				
	(3)水圧管路				
	(4)電気関係				
	(5)その他				
2. 建物関係					
3. 土木関係					
(1)水路	取水ダム				
	取水口				
	沈砂池				
	導水路				
	調圧水槽				
	水圧管路				
	放水路				
	放水口				
	雑工事費				
(2)貯水池又は調整池					
(3)機械装置	基礎				
	諸装置				
4. 電気関係					
5. 仮設設備					
6. 小計					
7. 総係費					=[6. 小計]*●%
8. 分担関連費					
9. 送配電設備費					
<b>II その他</b>					
1. 設計監理費					
	(1)設計費				
	(2)監理費				
2. 保険料(再整備業務に係る分)					
<b>合計</b>					

(※注1) 発電所毎に各1頁作成ください。  
(※注2) 共通費用がある場合は、按分の考え方を示した上で別途エクセルシート(様式自由・様式番号を様式B-3-3-⑤と記載すること)を作成してください。  
(※注3) 科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。  
(※注4) 「分担関連費」には、現場以外で発生する関連経費を計上してください。

登録受付記号	
通し番号	／●

【様式B-3-3-②】再整備業務費内訳

■その他

(単位:千円 消費税抜き)

科目	細目	数量	単位	金額	備考
運営権設定対象施設以外の関連施設					
1. 管理事務所					
2. 監視制御システム					
<b>合計</b>					

(※注1)科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。

登録受付記号	
--------	--

【様式B-3-3-②補足】再整備業務費内訳

■解体新設対象施設

(単位:円 消費税抜き)

科目	細目	数量	単位	金額:		総額	備考
				会計年度(期) 1事業年度目(※注1) 年度	会計年度(期) 2事業年度目(※注1) 年度		
解体新設対象施設に係る解体新設費用							
1.	中津ダム管理棟撤去費						※3
2.	中津ダム放流警報装置撤去費						※3
3.	ゲート建屋新設費						※3
<b>合計</b>							

(※注1) 会計年度は適宜追加ください。  
 (※注2) 科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。  
 (※注3) 運営権権対価分割金と相殺するため、解体新設費用を計上する会計年度を明らかにした上で記載ください。



【様式B-3-3-③】 運営維持業務等費用 (A3判横)

(単位:千円)

会計年度(期)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	...	累計
会計年度(※注1)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度		
人件費																											
...																											
運営費																											
更新投資																											
保全																											
消耗品費																											
...																											
維持管理費(※注2)																											
保険料																											
...																											
その他営業費																											
小鹿第一発電所 合計																											
人件費(※注3)																											
...																											
運営費																											
更新投資																											
保全																											
消耗品費																											
...																											
維持管理費(※注2)																											
保険料																											
...																											
その他営業費																											
小鹿第二発電所 合計																											
人件費(※注3)																											
...																											
運営費																											
更新投資																											
保全																											
消耗品費																											
...																											
維持管理費(※注2)																											
保険料																											
...																											
その他営業費																											
春米発電所 合計																											
人件費(※注3)																											
...																											
運営費																											
更新投資																											
保全																											
消耗品費																											
...																											
維持管理費(※注2)																											
保険料																											
...																											
その他営業費																											
日野川第一発電所 合計																											
人件費																											
...																											
運営費																											
...																											
維持管理費(※注2)																											
保険料																											
...																											
その他営業費																											
会社設立・開業費																											
SPC管理運営費																											
.....																											
SPC経費																											
全運営権設定対象施設(小鹿第一、小鹿第二、春米、日野川第一)共通 営業費用																											

(※注1) 会計年度は適宜追加ください。ただし、オプション延長の期間は含まないものとします。  
 (※注2) 科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。  
 (※注3) 人件費の内訳は、様式B-2-3と整合させうえて、別途エクセルシート(様式自由・様式番号を様式B-3-3-⑥と記載すること)を作成してください。  
 (※注4) 科目は適宜加除修正いただいて構いません。  
 (※注5) 最大頁数はA3×4頁とします。

登録受付記号









【様式B-3-5】事業計画（貸借対照表）（A3判横）

（単位：千円）

会計年度(期)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	...	累計
会計年度(※注1)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度		
現金																											
売掛金																											
...																											
有形固定資産																											
運営権																											
資産合計																											
借入金																											
買掛金																											
...																											
負債合計																											
資本金																											
資本剰余金																											
利益剰余金																											
...																											
純資産合計																											

(※注1) 科目細目は適宜加除修正いただいて構いません。  
 (※注2) 最大頁数はA3×4頁とします。

登録受付記号



**【様式B-4-1】事業スケジュール****【様式B-4-1】事業スケジュール**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×5頁）

- ・事業開始までのスケジュールと具体の対応
- ・春米発電所の運転開始～監視システム完成までのスケジュールと具体の対応
- ・各再整備業務対象施設の再整備業務に係るスケジュールと具体の対応
- ・運営維持業務のスケジュールと具体の対応
- ・事業終了のスケジュールと具体の対応（オプション延長の行使を望む場合は、行使がある場合とない場合それぞれを示すこと。）



【様式B-4-2】工程表

【様式B-4-2】 工程表

事業スケジュールに関して、工程表を作成すること。（最大頁数：A3×3頁）  
 ※ 業務項目、年月は適宜加除修正いただいて構いません。

年月												
業務項目												





**【様式C-1】関係者との調整****【様式C-1】関係者との調整**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×3頁）

- ・ 県と事業者それぞれの役割と担当する業務に対する理解
- ・ 調整・連携すべき関係者に対する理解と、当該関係者に対する関わり方

【様式C-2】 通常時の運営維持

【様式C-2】 通常時の運営維持

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×4頁）

- ・ 職員が執務する管理事務所等の配置計画と、そこからの運営維持に係る具体の対応
- ・ 職員の執務時間とそれぞれの職員が担う役割（シフト）
- ・ 運転管理・監視に係る計画、巡視・点検計画、ダム運用計画等運営維持に必要な計画

■時間帯別タイムスケジュール

時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6
業務A																								
業務B																								
業務C																								
業務D																								

■日別タイムスケジュール

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
職員A							
職員B							
職員C							
職員D							
職員E							

**【様式 C-3】 非常時の運営維持****【様式 C-3】 非常時の運営維持**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×4頁）

- ・ 注意時、警戒時及び洪水期における人員配置、連絡体制等の対応計画
- ・ ダム放流時において留意すべき点。
- ・ 濁水時における対応
- ・ 事故・緊急時における対応

**【様式C-4-1】長期の更新投資・保全計画****【様式C-4-1】長期の更新投資・保全計画**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×3頁）

- ・各運営権設定対象施設の運営権存続期間中の更新投資・保全計画
- ・主要な更新投資・保全については、それが必要とされる理由

具体的な更新投資・保全計画（様式C-4-2）について、別途提供するMicrosoft EXCELに記入の上提出すること。

Table with columns for years (2019 to 2075) and rows for various investment categories (e.g., 1. 更新投資, 2. 保全投資). Includes a summary column '合計' and a '備考' section at the bottom with explanatory notes.

登録番号

登録番号

登録番号



**【様式D-1】小鹿第一発電所の再整備業務計画****【様式D-1】小鹿第一発電所の再整備業務計画**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×7頁）

- ・FIT制度新設区分認定のための更新工事の範囲とその具体的内容
- ・更新、保全等が必要な施設等の更新工事の範囲とその具体的内容
- ・上記以外の更新工事の範囲とその具体的内容
- ・施工概要及び想定される施工上の課題とそれに対する方針・対策

**【様式D-2】小鹿第二発電所の再整備業務計画****【様式D-2】小鹿第二発電所の再整備業務計画**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×7頁）

- ・FIT制度新設区分認定のための更新工事の範囲とその具体的内容
- ・更新、保全等が必要な施設等の更新工事の範囲とその具体的内容
- ・上記以外の更新工事の範囲とその具体的内容
- ・施工概要及び想定される施工上の課題とそれに対する方針・対策



## 【様式D-3】日野川第一発電所の再整備業務計画

## 【様式D-3】日野川第一発電所の再整備業務計画

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×7頁）

- ・FIT制度新設区分認定のための更新工事の範囲とその具体的内容
- ・更新、保全等が必要な施設等の更新工事の範囲とその具体的内容
- ・上記以外の更新工事の範囲とその具体的内容
- ・施工概要及び想定される施工上の課題とそれに対する方針・対策

**【様式 E-1】 地域経済の発展のための方策****【様式 E-1】 地域経済の発展のための方策**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×5頁）

- ・ 本事業の実施による、鳥取県内への経済的な効果
- ・ 経済的な効果を発現させるための方策

**【様式E-2】地域人材の活用方針****【様式E-2】地域資源の活用方針**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×3頁）

- ・ 県内人材の雇用計画
- ・ 県内人材の育成計画
- ・ 県内資材の活用計画

**【様式 E-3】 独自の取組****【様式 E-3】 独自の取組**

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×4頁）

- ・ 地域経済の発展に資する独自の取組

※地域経済に関する任意事業の提案があれば、ここで記載すること。

※ただし、地域経済と無関係な任意事業は、評価の対象外である。

【様式 F-1】 運営権対価提案書

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
運営権対価提案書

鳥取県知事 【●】 様

応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称: \_\_\_\_\_

所在地: \_\_\_\_\_

代表者名: \_\_\_\_\_ 印

「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」の募集要項等記載の事項を承諾の上、以下の金額を提案します。

1. 評価対象運営権対価の額 ￥ \_\_\_\_\_

2. 各運営権設定対象施設の運営権対価

運営権設定対象施設	運営権対価一括金の 提案価格	運営権対価分割金（総額）の 提案価格
小鹿第一発電所	円	円
小鹿第二発電所	円	円
日野川第一発電所	円	円
春米発電所	3,800,000,000円	円
合計	円	円

※ 消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

※ 評価対象運営権対価とは、各運営権設定対象施設に係る運営権対価分割金（総額）及び春米発電所に係る運営権対価一括金（38億円）を合算した金額である。

※ 副本においては、応募コンソーシアム名から代表企業の代表者名前の項目は空白とし押印しないこと。

## 【様式 F-2】 運営権対価の根拠

## 【様式 F-2】 評価対象運営権対価の根拠

次の点を含めて記載すること。（最大頁数：A4×4頁）

- －収入に関する考え方
  - 各発電所の売電量・売電単価
- －費用に関する考え方
  - 再整備業務費
  - 運営維持業務費
  - SPC 経費
  - その他
- －資金調達に関する考え方
  - 調達割合
  - 調達条件
- －配当に関する考え方



第二次審査書類 提案図面

【様式 G】 第二次審査 提案図面 表紙

登録受付記号





通し番号 / ●

【様式 G-●-●-●】 提案図面 (A3 判横)

提案図面名称

【様式 G-●-●-●】 ●● 発電所 [発電所名を記載ください。]

Blank area for drawing content.

登録受付記号



通し番号	/●
------	----



【様式G-●-●-●】A4

提案図面名称	
--------	--

【様式G-●-●-●】●●発電所 [発電所名を記載ください。]

サイズがA4と規定されている提案図面はこの様式を活用すること。

登録受付記号
--------

資金調達計画書に係る書類

資金調達計画書に係る書類 表紙

登録受付記号

参加辞退及びコンソーシアム構成員の  
変更時に関する提出書類

【様式 12】 辞退届

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
辞退届

鳥取県知事 【●】 様

応募企業名又は応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」に関し、2019年●月●日付で参加表明を行っていましたが、下記の理由により参加を辞退します。

記

(辞退する理由を記載すること)

【様式 13-①】参加資格喪失等通知書（応募企業用）

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
参加資格喪失等通知書

鳥取県知事 【●】 様

応募企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_  
所在地： \_\_\_\_\_  
代表者名： \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」について、2019年●月●日付で参加表明を行っていますが、下記の者に係る欠格に係る要件について通知します。

記

■応募企業

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

■通知事由

該当する事項	
内 容	※上記で選択した項目について、具体的に記載すること
該当年月日	年 月 日

【様式 13-②】参加資格喪失等通知書（コンソーシアム用）

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
参加資格喪失等通知書

鳥取県知事 【●】 様

コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

代表者名： \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」について、2019年●月●日付で参加表明を行っていますが、下記の者に係る欠格に係る要件について通知します。

記

■代表企業又はコンソーシアム構成員

商号又は名称	
所在地	
代表者名	

■通知事由

該当する事項	
内容	※上記で選択した項目について、具体的に記載すること
該当年月日	年 月 日



【様式 14】 コンソーシアム構成員変更届

年 月 日

鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業  
コンソーシアム構成員等変更届

鳥取県知事 【●】 様

応募コンソーシアム名 \_\_\_\_\_

代表企業 商号又は名称 : \_\_\_\_\_

所在地 : \_\_\_\_\_

代表者名 : \_\_\_\_\_ 印

2019年3月27日付で募集要項等の公表がありました「鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業」について、2019年●月●日付で参加表明を行っていますが、下記の理由により、別添のとおりコンソーシアム構成員等を変更させていただきたく、関係書類を添えて、コンソーシアム構成員変更届を提出します。

記

(変更の内容並びに理由について任意様式で記載すること)